おかがきまち　お互いさまの地域（まち）づくりプラン

岡垣町地域福祉計画・地域福祉活動計画

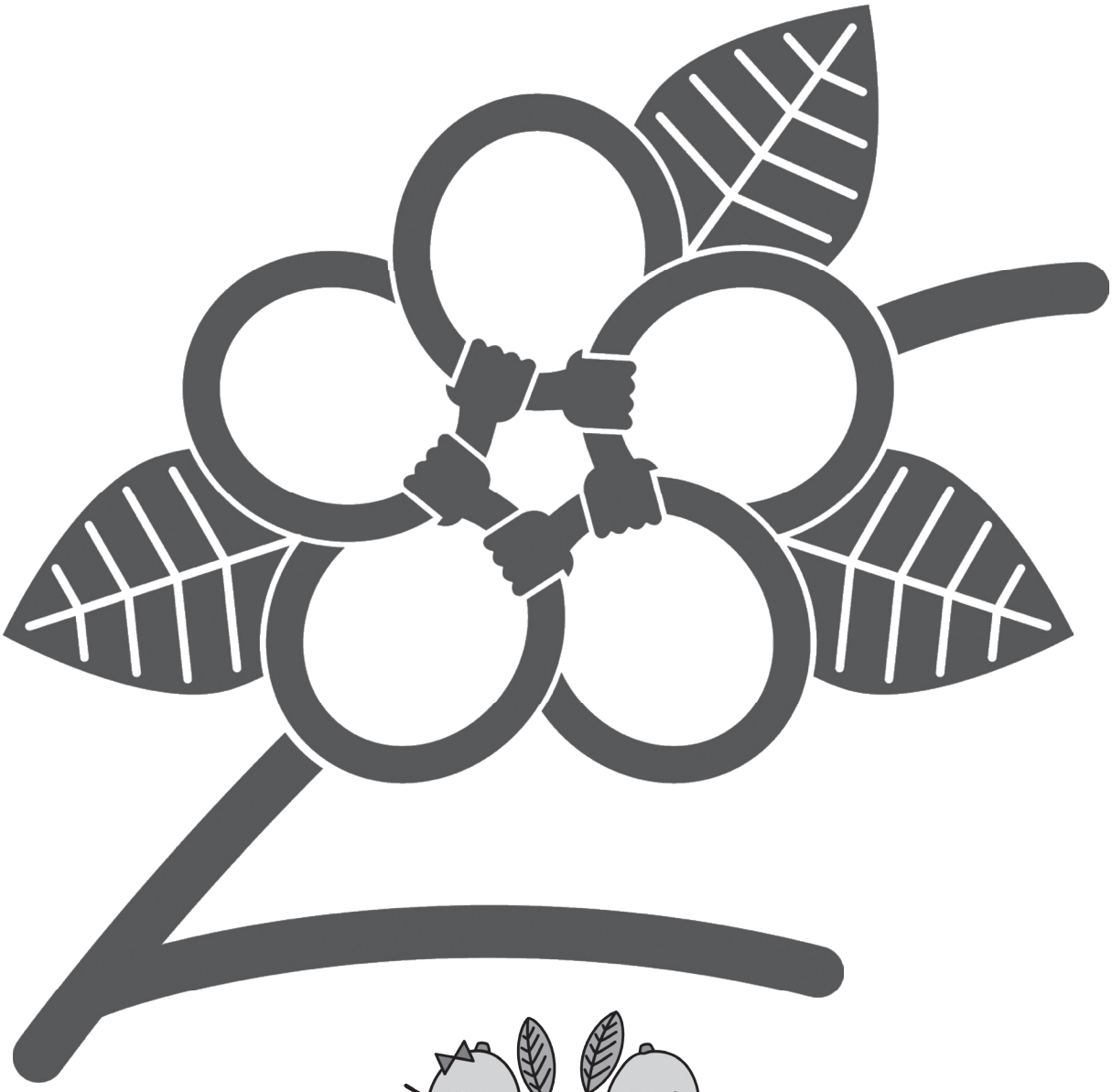

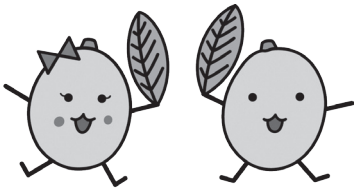

岡垣町イメージキャラクター
びわりん＆びわすけ

平成 30 年3月

岡垣町・岡垣町社会福祉協議会

表紙のイラスト

表紙のイラストは、岡垣町特産の「びわ」の花をモチーフにしています。

５枚の花びらは、地域福祉の主体である「本人・家族」「地域」「事業者」「社会福祉協議会」「町」をイメージしており、お互いに手をしっかり結びあって、支えあいの「花」を広げる姿を表現しています。

地域福祉計画は、岡垣町がつくる計画です。
地域福祉活動計画は、岡垣町社会福祉協議会がつくる計画です。
地域福祉計画と地域福祉活動計画は、ともに地域福祉を推進するための計画です。
２つの計画を一体的につくることで、効果的、効率的に地域での支えあい活動や助けあい活動を支援することができます。

ご　あ　い　さ　つ

地域は、そこに暮らす人々が、安全で、安心して、自分らしく暮らしていくための、最も身近で、かけがえないのない生活の基盤です。

近年、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、地域福祉の基盤である地域における住民同士のつながりの希薄化や相互扶助機能の低下が懸念されています。

地域を取り巻く課題は、虐待や孤独死、生活困窮者への支援や災害時などに手助けが必要な避難行動要支援者への対応など、複雑で多様化しています。

地域の課題を他人事ではなく、我が事としてとらえ、「お互いさま」の気持ちで、地域社会を構成するすべての人々が支えあい、ともに課題を解決していく地域共生社会の実現が求められています。

このような状況の中、岡垣町では、地域全体で支えあう、まちづくりの指針となる地域福祉計画を策定いたしました。計画の基本理念を「みんながつながる　お互いさまの地域づくり」とし、地域課題の解決に向け、お互いを知り、地域の人や資源が分野を超えて結びつき、お互いさまの気持ちで支えあう仕組みづくりを進めていきます。本計画の実現に向けては、住民の皆様や各関係団体・機関の皆様、事業者の皆様、社会福祉協議会、行政が地域福祉の担い手となり、それぞれに期待される役割を果たし、地域づくりの推進に向け、連携、協働していくことが必要です。

今後とも、子どもから高齢者まですべての人々が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう地域福祉の取組みを進めてまいりますので、引き続き、ご支援、ご協力をお願いいたします。

また、本計画は、地域福祉事業の中核的な存在である社会福祉協議会との連携を今まで以上に密にする必要があると考え、同協議会の策定する地域福祉活動計画と一体的に策定しています。

結びに、この計画の策定にあたり、熱心に御議論いただきました岡垣町地域福祉計画推進委員会の皆様をはじめ、住民意識調査や住民ワークショップなどを通じて、貴重なご意見をいただきました住民の皆様、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 30 年３月

岡垣町長　宮内　實生

ご　あ　い　さ　つ

私たちは、地域の中で、家族や隣近所の人、友人や知人など様々な人との関わりを持ちながら、“住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしたい”という願いを持って生活しています。

しあわせを意味する「福祉」という言葉に「地域」をつけた『地域福祉』とは、文字通り“誰もが地域の中でしあわせに暮らす”ために進めていくものです。

しかしながら、少子高齢化に伴う核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化、人々の価値観やライフスタイルの変化などを背景に、地域の中で生じる課題が複雑化・多様化しており、法律や制度に基づく公的なサービスだけでは解決が困難な「制度の狭間」と言われる課題も顕在化してきました。誰もがいつ抱えることになるか分からない生活上の悩みや不安と向きあうためには、行政や社会福祉協議会、専門機関、事業者などが提供する福祉サービスだけでなく、住民の皆様自身も参加する「支えあいや助けあい（互助）」を基盤とした地域福祉の推進が不可欠です。

このような現状を踏まえ、これからの地域福祉を推進する指針となる『地域福祉活動計画』を、町の行政計画である『地域福祉計画』と一体的に策定しました。これまで社会福祉協議会では、５年を期間とする地域福祉活動計画を第３次まで単独で策定してきましたが、この度一体的に策定したことで、行政と理念・目標を共有し、さらに連携を強めて地域福祉を推進することができることを大変心強く感じています。

本計画は、基本理念である『みんながつながる　お互いさまの地域づくり』に基づき、行政の役割、社会福祉協議会の役割に加え、住民・地域・事業者の皆様が取り組むべきことを踏まえて策定しました。今後とも、皆様のより一層のご理解とご協力、また様々な地域福祉活動への参加をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、長期にわたりご尽力いただきました推進委員の皆様をはじめ、住民意識調査や住民ワークショップ、意見交換会などにご協力いただき、貴重なご意見及びご協力をいただいた多くの皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成 30 年３月

社会福祉法人 (四)垣町社会福祉協議会
会長　山田敬二

～　目　次　～

第１章　計画の策定にあたって
【１】　計画策定の趣旨---------- １
【２】　社会的背景---------- ２
【３】　地域福祉とは---------- ４
【４】　計画の位置づけ---------- ６
【５】　福祉分野における関連計画との連携---------- ７
【６】　計画の期間---------- ８
【７】　計画の策定体制---------- ９
第２章　岡垣町の現状
【１】　統計からみる岡垣町の現状----------11
【２】　各種調査などの結果からみる岡垣町の現状----------27
【３】　これまでの地域福祉の取組み----------35
第３章　計画の基本的な考え方
【１】　地域福祉の課題----------38
【２】　計画の基本理念----------40
【３】　計画の基本目標----------41
第４章　基本目標ごとの取組み
【基本目標１】お互いに支えあう　つながりづくり----------43
（１）　お互いさま命のネットワークの強化----------44
（２）　ふれあい交流活動の充実----------46
（３）　地域の多様な支えあいの促進----------48
【基本目標２】地域福祉を支える　ひとづくり----------51
（１）　福祉のこころを育む意識の醸成と啓発----------52
（２）　地域活動を支える担い手の育成----------54
（３）　ボランティア活動の推進----------56
【基本目標３】地域でともに生きる　環境づくり----------59
（１）　きめ細かな情報提供と相談支援体制の充実----------60
（２）　福祉サービスの充実と基盤の整備----------62
（３）　人にやさしい生活環境づくり----------64

【基本目標４】誰もが安心して暮らせる まちづくり ---------- 67
（１） 災害時・緊急時の助けあいのしくみづくり---------- 68
（２） 自立を支えるための支援---------- 70
（３） 権利擁護を必要とする人への支援---------- 72
計画の体系 ---------- 75
第５章 計画の推進
【１】 支えあうための地域の範囲 ---------- 76
【２】 住民及び関係機関などとの連携・協働 ---------- 77
【３】 計画の進捗管理 ---------- 78
資料編
【１】 計画策定の経過 ---------- 79
【２】 岡垣町地域福祉計画推進委員会委員名簿 ---------- 81
【３】 諮問・答申 ---------- 82
【４】 地域資源マップ ---------- 84
【５】 用語解説 ---------- 86

障害の「害」の表記について

障害の「害」の字は、身体障害者福祉法の制定の際に、「礙」「碍」（礙の俗字）が当用漢字の制限を受けて使用できないため、代わりに使用されるようになりました。

しかし、「害」の字にはマイナスイメージが感じられることから、「障害」を「障がい」とひらがな表記することによって、マイナスイメージを少しでも和らげようとする動きが広がりつつあります。

一方、国の法令用語や各種計画などにおいては「障害」という表記が統一的に使用されており、別の表記を使うことで、混乱が生じることが考えられます。

岡垣町では、「障害」の表記については、さらに検討を要するものと判断し、当面は従来どおり漢字表記することといたしました。今後、国の動向や、障害者差別解消条例の制定時期などの機会をとらえて、適切に対応していきます。

また、「障害」とは、その人自身ではなく、社会との関係性の中にあるものであり、社会の側にあるものと考えます。よって、できる限り「障害者」は、「障害のある人、障害のある方」と表記し、「障害児」は、「障害のある児童」と表記することとします。

「地域包括ケアシステム※」のように、用語の右肩に※印があるものは、巻末の資料編に用語解説があります。

第１章　計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 社会的背景
3. 地域福祉とは
4. 計画の位置づけ
5. 福祉分野における関連計画との連携
6. 計画の期間
7. 計画の策定体制

【１】計画策定の趣旨

岡垣町では、高齢者福祉計画、障害者のための基本計画、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、地域福祉活動計画など個別の計画に基づき、様々な福祉施策を展開してきました。

しかし、少子高齢化や核家族化が進み、住民相互のつながりが希薄化するなど、地域や家庭を取り巻く環境は大きく変化してきました。それに伴い、虐待や孤独死、生活困窮者への支援や災害時などに手助けが必要な避難行動要支援者への対応など、様々な地域課題が顕在化してきています。また、住民の福祉サービスに対するニーズは多様化し、従来のような高齢者、障害のある人、子どもなどの対象者ごとに支援する個別の制度の中では、多岐にわたるニーズに十分に対応できない状況が生じています。

このような状況の中、年齢や障害の有無にかかわらず、住民や学校、事業者など地域社会を構成するすべての人々が互いに支えあいながら、多様な主体の結びつきにより、ともに課題を解決していく共生社会づくりが求められています。

そして、多様で複合的な地域生活課題を解決するためには、住民相互の支えあいによる互助の取組みを進め、自助、互助、共助、公助の連携によって、子どもから高齢者まで、すべての住民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるような仕組みをつくっていく必要があります。

そこで、岡垣町では、高齢者や障害のある人、子どもなど様々な領域を地域の視点でとらえ、今後の町の地域福祉の方向性を位置づける重要な指針となる地域福祉計画を策定します。

なお、地域福祉の推進には社会福祉協議会との連携が必要不可欠であり、より効果的に実践するため、本計画を社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的に策定します。

【２】社会的背景

１　地域共生社会の実現

国においては、団塊の世代が75歳以上になる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステム※の構築を推進してきました。

一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら暮らすことができる仕組みづくりが求められています。そこで、地域包括ケアシステム※をさらに深化させ、高齢者だけでなく、子どもや障害のある人など、すべての人々が自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指しています。

地域共生社会は、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

市町村は、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制など包括的な支援体制づくりに努めることとされています。

２　生活困窮者自立支援制度の創設

平成27年４月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対して包括的な支援を行うための制度が創設されました。

この新たな制度において、町村は住民に身近な自治体であることから、生活困窮者の早期把握と自立相談支援機関への適切な「つなぎ」の役割が期待されており、生活困窮者の自立支援方策などについて、地域福祉計画に盛り込むこととされています。

3　社会福祉法人の地域貢献活動の促進

社会福祉法の改正により、平成 29 年から社会福祉法人の公益性、非営利性を踏まえた、地域における公益的な取組みの実施が求められました。社会福祉法人は、日常生活または社会生活上の支援を必要とする人に対して、無料または低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めるものとされています。地域共生社会の実現に向け、社会福祉法人の役割が期待されています。

4　成年後見制度※の利用促進

国においては、平成 28 年に成立した「成年後見制度※の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度※利用促進基本計画が平成 29 年３月に閣議決定されました。この計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護※支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和の３つがポイントとされています。また、市町村は「成年後見制度※利用促進計画」の策定が努力義務化され、権利擁護※支援の地域連携ネットワークの構築が求められています。

5　災害時に支援が必要な人への支援体制の構築

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年に災害対策基本法を改正し、同年８月には避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を作成し、高齢者や障害のある人など災害時に自力で避難することが難しいと思われる人（避難行動要支援者）を支援するための仕組みづくりを進めています。

■社会福祉関連制度改正の変遷■

	2005 平17	2006 平18	2007 平19	2008 平20	2009 平21	2010 平22	2011 平23	2012 平24	2013 平25	2014 平26	2015 平27	2016 平28	2017 平29
地域福祉									■災害対策基本法改正 （避難行動要支援者の支援）				■社会福祉法改正 （「我が事・丸ごと」の推進） （社会福祉法人の公益的な取組）
高齢者		■高齢者虐待防止法 ■介護保険法改正 （予防重視型システムへの転換）						■介護保険法改正 （地域包括ケアシステム）			■介護保険法改正 （生活支援・介護予防サービスの充実）		
障害者	■発達障害者支援法	■障害者自立支援法						■障害者虐待防止法	■障害者総合支援法			■障害者差別解消法	
児童									■いじめ防止対策推進法	■子どもの貧困対策法	■子ども・子育て支援法	■児童福祉法等改正	
その他											■生活困窮者自立支援法	■成年後見制度利用促進法	

【３】地域福祉とは

私たちが暮らす地域には、子どもから高齢者まで様々な人が暮らしています。その中には、子育てや介護で悩んでいる人、生活が苦しくて困っている人、買い物やゴミ出しなど日常生活にちょっとした手助けが必要な人など、様々な悩みや課題を抱えている人がいます。

子どもでも、高齢になっても、障害があっても、住み慣れた地域で安心して自分らしく幸せに暮らしたいというのは、みんなの願いです。

その願いを実現するためには、日頃から自分でできることは自分で行い、本人や家族の力で問題を解決する（自助）、ご近所や地域などで互いに助けあう（互助）、社会福祉協議会の取組みや介護保険制度などを活用する相互扶助（共助）、行政などの公的サービスで支える（公助）といった重層的な取組みが必要です。

誰もが直面する可能性のある生活上の様々な悩みや困りごとを“他人事”ではなく“我が事”としてとらえることで、地域の中で“お互いさま”の気持ちをもって助けたり助けられたりする「互助」のつながりを強め、制度やサービスの特性を活かしながら、**『みんなが地域づくりに関心をもって参加できる仕組み』** をつくるための取組みが地域福祉です。

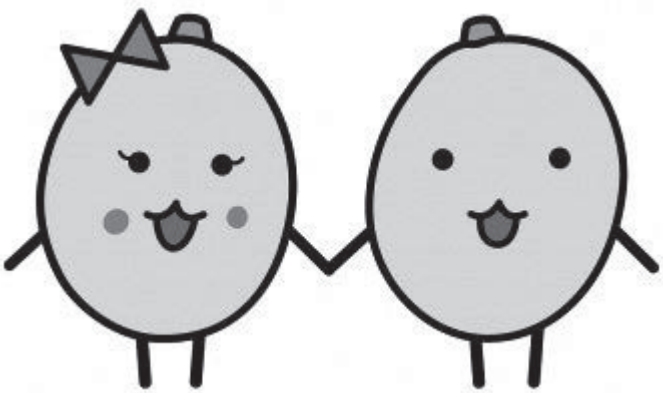

『みんなが地域づくりに関心を持って参加できる仕組み』の考え方

みんなの願い

住み慣れた地域で
安心して暮らしたい

いま、地域にこんな人がいます…

- 一人暮らしで不安を感じている
- 子育てに悩んでいる
- 家に閉じこもっている
- 生活に困っている
- 災害時の避難に手助けが必要
- 虐待を受けている

**だからこそ
“地域福祉”が重要です**

一人ひとりが地域で安心して暮らせるように、地域住民、団体、組織、事業者、行政などで連携した取組みが求められます

実は、地域にこんな人がいます！

- 豊富な知識や経験を持っている！
- ボランティア活動に興味がある！
- 近所のことをよく知っている！
- これから地域活動を始めてみたい！

地域で共に生きる社会へ

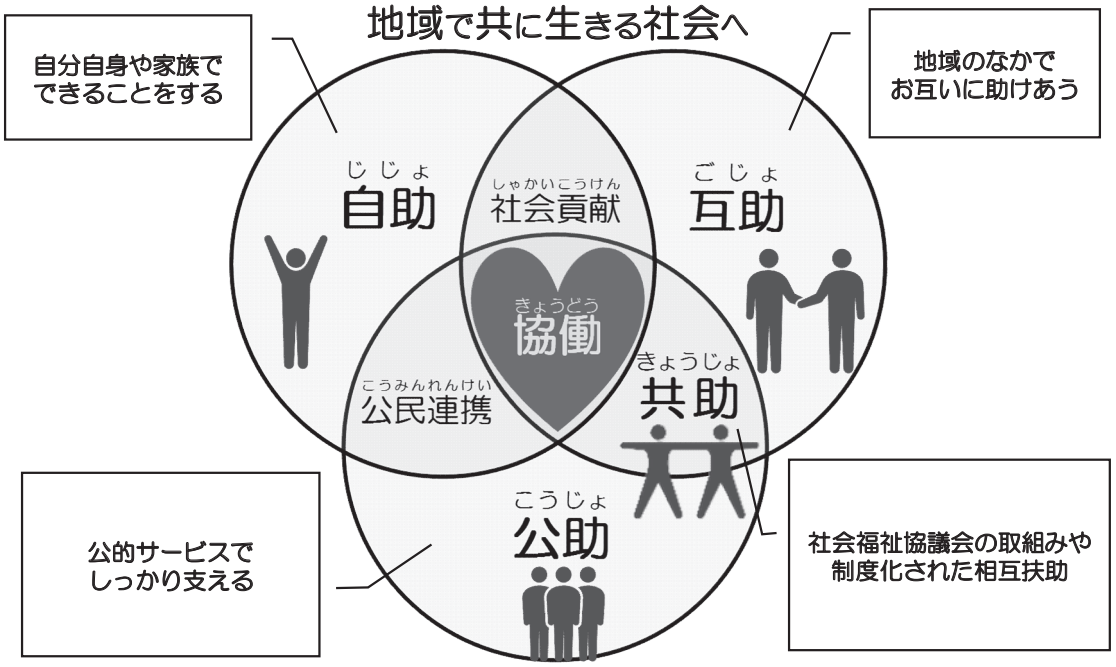

“お互いさま”のこころをもって
助けあうことが大切です

【４】計画の位置づけ

１　地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第１０７条に基づく市町村地域福祉計画です。

地域福祉の推進のため、地域福祉活動への住民の参加を促し、住民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

２　地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条に地域福祉の推進団体として定められた社会福祉協議会が策定するものです。住民や福祉活動を行う団体、ボランティア、事業者などの主体的な活動と、それを支える社会福祉協議会の活動について、お互いに連携することで地域での福祉課題の解決を目指し、具体的な活動を進めていく「互助」や「共助」のあり方をより明確にした計画です。

３　２つの計画の一体的な策定の意義

岡垣町全体の仕組みや方向性を定める「地域福祉計画」と、それを実現・実行するための具体的な取組みを定めた「地域福祉活動計画」は、ともに『地域福祉の推進』を目的としています。

岡垣町と岡垣町社会福祉協議会では、地域福祉に関わる様々な担い手の役割や連携のあり方を明確にし、より実効性のある計画を目指して２つの計画を一体的に策定します。

コラム　社会福祉協議会

「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として社会福祉法に規定されている民間組織（社会福祉法人）であり、略して“社協（しゃきょう）”と呼ばれています。社協が行う事業は、地域住民をはじめ民生委員・児童委員や関係機関・団体などの参加・協力を得て取り組むことが特徴であり、民間組織としての「自主性」と広く住民などに支えられた「公共性」の２つの側面を併せ持っています。

▲事務所はいこいの里

【５】福祉分野における関連計画との連携

地域福祉計画は、地域における生活課題を解決するため、高齢者や障害のある人、子育てなどの分野別の福祉施策を地域という視点でつなぐ役割があります。

また、平成 29 年に社会福祉法が改正され、地域福祉計画は福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけられました。

本計画は、岡垣町第５次総合計画に即して策定するもので、その他の関連計画との整合性を図った計画とします。

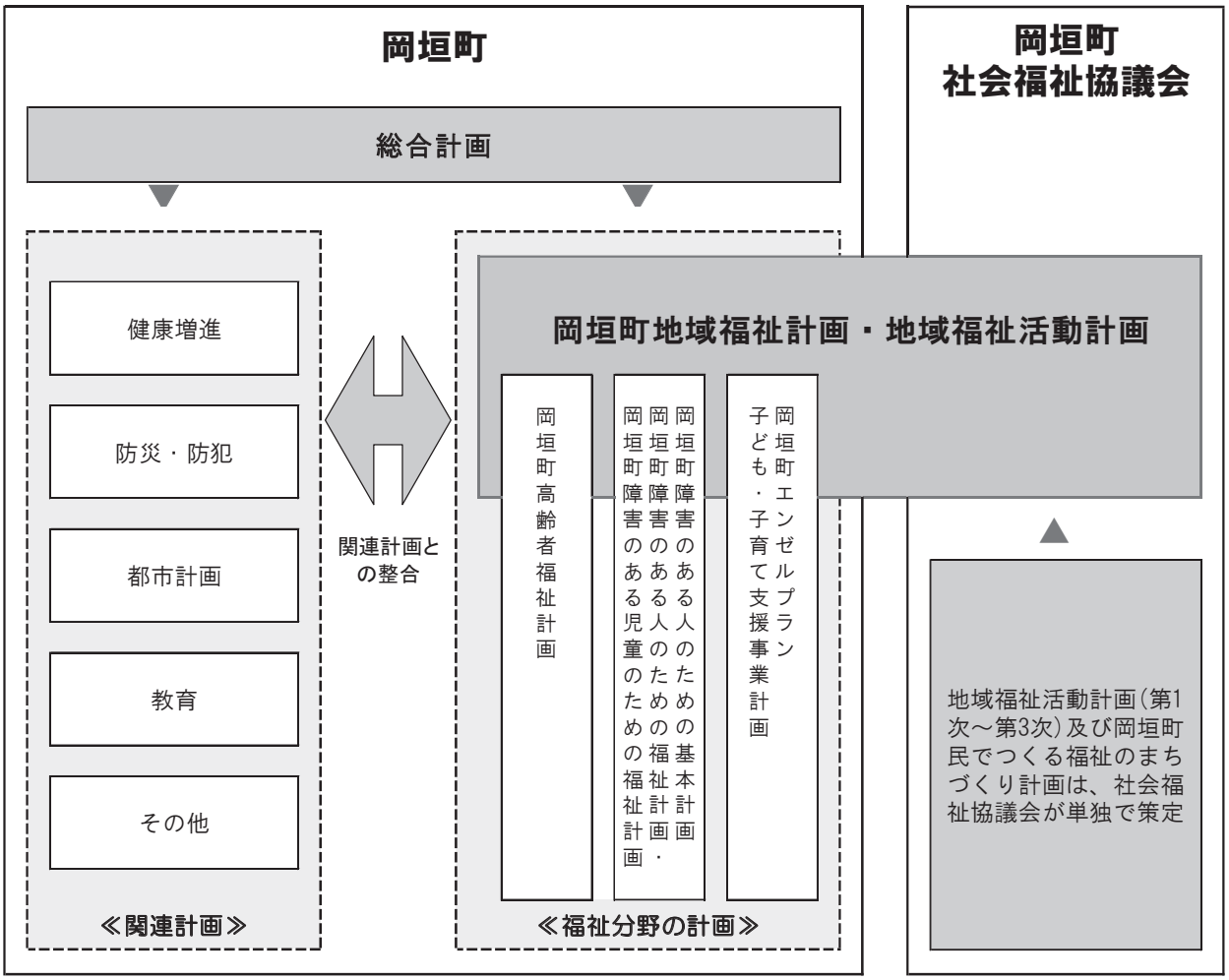

【６】計画の期間

本計画の期間は、2018（平成 30）年度から 2023 年度までの６年間とします。

なお、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

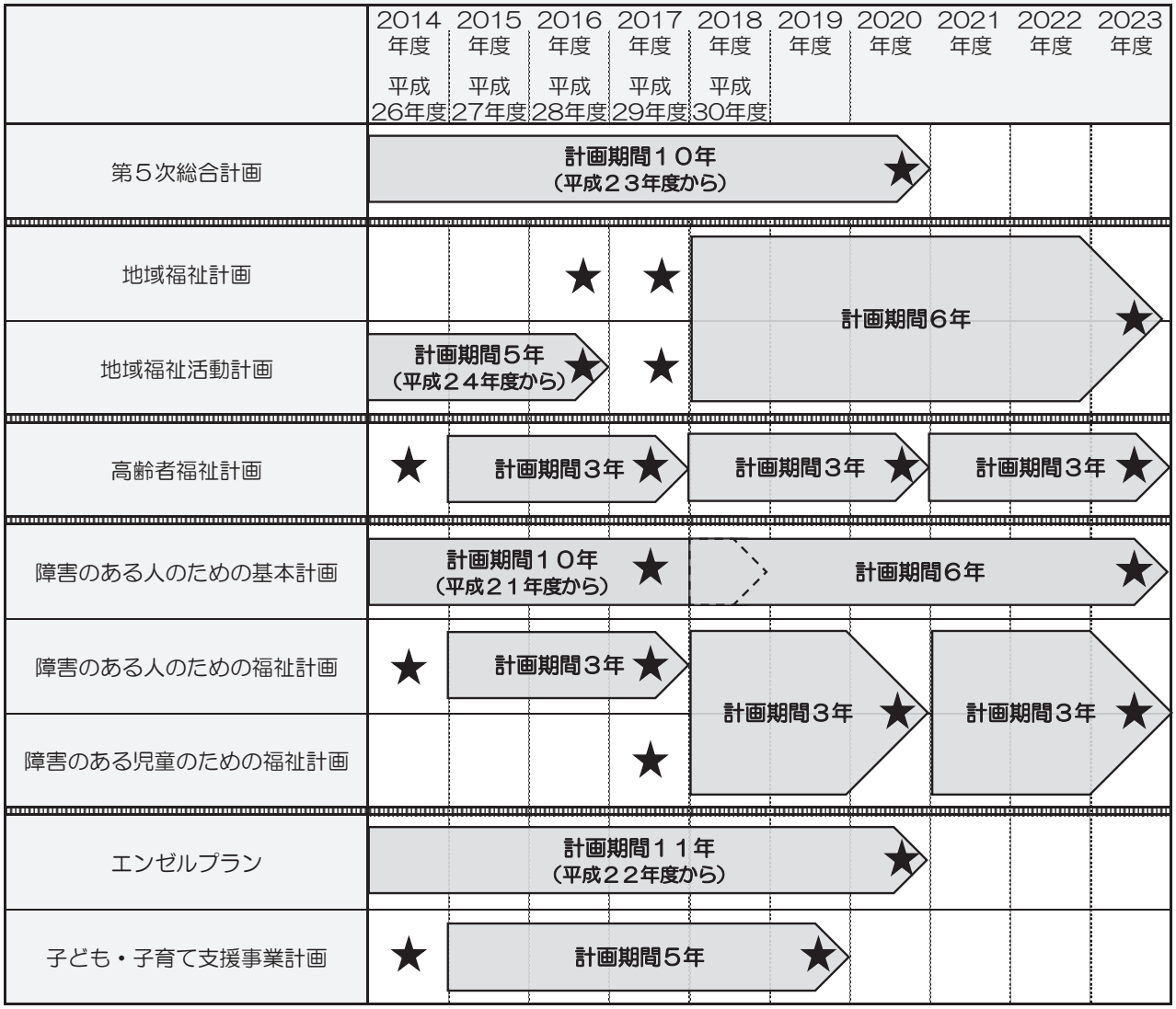

★ 計画策定年度

【７】計画の策定体制

地域福祉計画の策定にあたっては、地域住民、社会福祉の活動を行っている人や事業者の意見を踏まえ、検討を行いました。

１　地域福祉計画推進委員会

幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉の推進に係る検討を行うため、学識経験者、福祉関係団体の代表者などで構成する「地域福祉計画推進委員会」を設置し、協議を行いました。

２　住民意識調査

住民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するため、住民意識調査を実施しました。

■実施概要■

調査対象	岡垣町在住の 18 歳以上の住民 2,000 人
調査期間	平成 28 年 11 月 18 日～平成 29 年１月４日
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	有効回収数：1,011 件　　有効回収率：50.6%

３　団体アンケート調査

福祉関係団体の活動内容や地域福祉に関する意向、問題、課題を把握するため、アンケート調査を実施しました。

■実施概要■

調査対象	ボランティア連絡協議会加入団体、ボランティアセンター（福祉部門）登録団体、福祉・健康づくり関係団体（計 42 団体）
調査期間	平成 28 年 11 月 11 日～平成 29 年１月４日
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	有効回収数：37 団体　68 件 有効回収率：88.1%（有効回収団体数／配布団体数）

4　施設アンケート調査

町内にある施設の運営内容や地域福祉に関する意向、問題、課題を把握するため、アンケート調査を実施しました。

■実施概要■

調査対象	町内にある高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設（95施設）
調査期間	平成 28 年 11 月 11 日～平成 29 年１月４日
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	有効回収数：76 施設　133 件 有効回収率：80.0%（有効回収施設数／配布施設数）

5　住民ワークショップ

地域福祉への取組みの現状や課題などについて、参加者が主体的に話しあうことで、今後の地域住民による助けあい、支えあいのきっかけづくりとなることを目的に、地域福祉計画策定における町民参加の手法の一つとして住民ワークショップを実施しました。

■実施概要■

実施日：平成 29 年２月 18 日、３月４日、３月 18 日（全３回）

6　社会福祉法人との意見交換会

町内にある社会福祉法人の地域福祉に関する意向、問題、課題を把握するため、意見交換会を実施しました。

■実施概要■

実施日：平成 29 年４月 26 日
参加者：町内にある８つの社会福祉法人

7　パブリックコメント※の実施

本計画の策定にあたって、広く住民の意見を聴取するため、パブリックコメント※を実施しました。

■実施概要■

実施日：平成 29 年 12 月 13 日～12 月 26 日

第２章　岡垣町の現状

1　統計からみる岡垣町の現状

2　各種調査などの結果からみる岡垣町の現状

3　これまでの地域福祉の取組み

【１】統計からみる岡垣町の現状

１　少子高齢化の進行

岡垣町では、良好な住環境の整備など計画的なまちづくりによって、人口が順調に増加を続けてきました。しかし、住宅開発の停滞による社会動態の落ち着きなどにより、平成 23 年度をピークに人口はゆるやかな減少傾向になっています。高齢者人口は年々増加していますが、年少人口は微減傾向が続いており、少子高齢化が進んでいます。【図１－１】

また、医療や介護を受ける割合が大きくなる８５歳以上の人は年々増加している状況です。【図１－２】

岡垣町の高齢化率は、国や県の平均を大きく上回って、推移しています。平成 29 年３月 31 日現在では、福岡県の平均は県民約４人に１人（26.2%）が高齢者となっていますが、岡垣町では町民約３人に１人（31.5%）が高齢者という状況です。【図２】

岡垣町の人口構造は、男女とも 65～69 歳の人口が最も多く、今後も高齢化の進行が予想されます。【図３】

小学校区別でみると、高齢化率は最も高い戸切小学校区が 42.2%で、最も低い海老津小学校区は 30.2%となっています。また、15 歳未満の子どもの割合は最も高い山田小学校区が１４.８%で、最も低い戸切小学校区が 8.6%となっており、地域差があることが分かります。【図４】

年少人口は微減している状況です。【図５－１】

中長期的な合計特殊出生率※は、減少傾向にありましたが、平成 15 年以降は微増しています。直近の統計では、1.37 人となっていますが、国や県の平均と比較して低くなっています。【図５－２】

出生数は減少傾向で、平成 28 年度は出生数が 195 人、死亡数が 402 人で死亡数が出生数の２倍以上多くなっています。【図６】

町が平成 28 年３月に作成した人口ビジョンでは、町の将来推計人口は、2040 年には 28,750 人まで減少する見込みとなっています。【図７－１】

今後、年少人口と生産年齢人口は減少し、高齢者人口は増加することが見込まれ、少子高齢化が進行することが予想されます。【図７－２】

【図１－１】年齢区分ごとの人口の推移

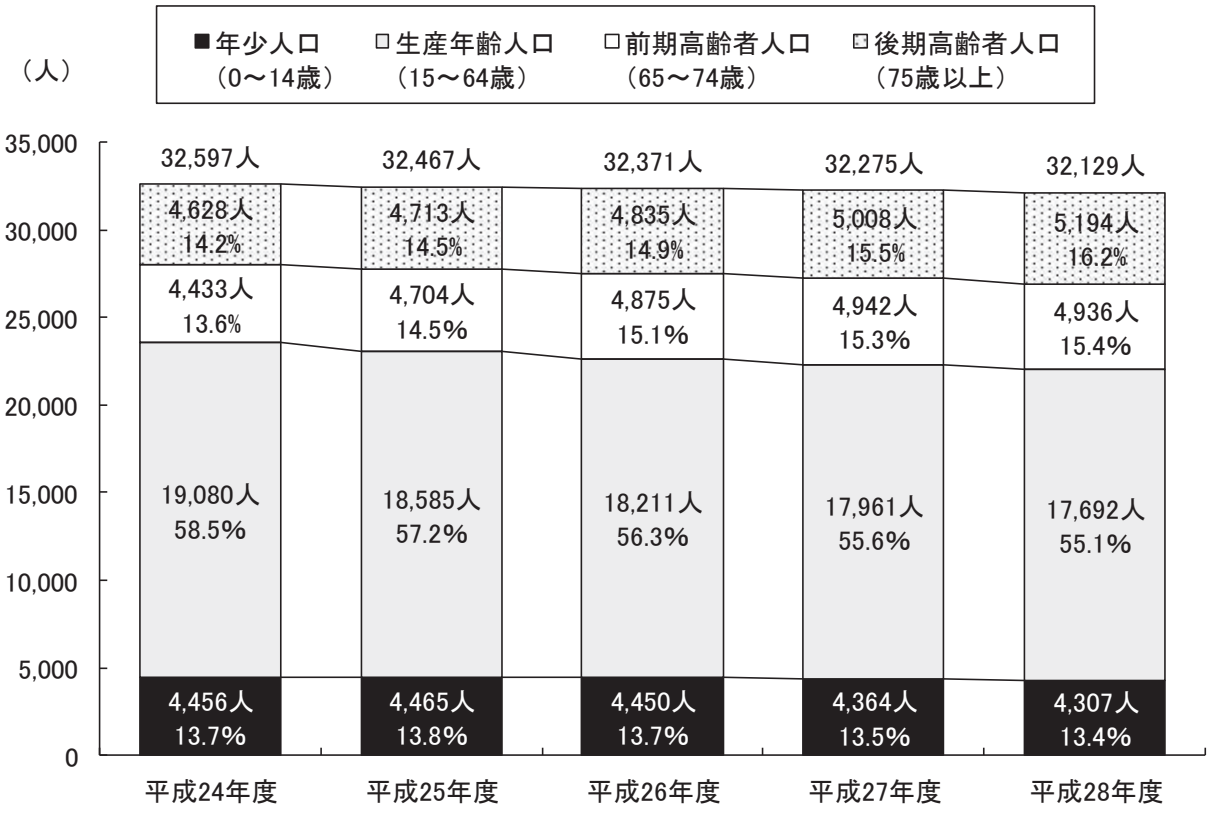

資料：住民基本台帳（各年度３月 31 日現在）

【図１－２】85 歳以上の人口の推移

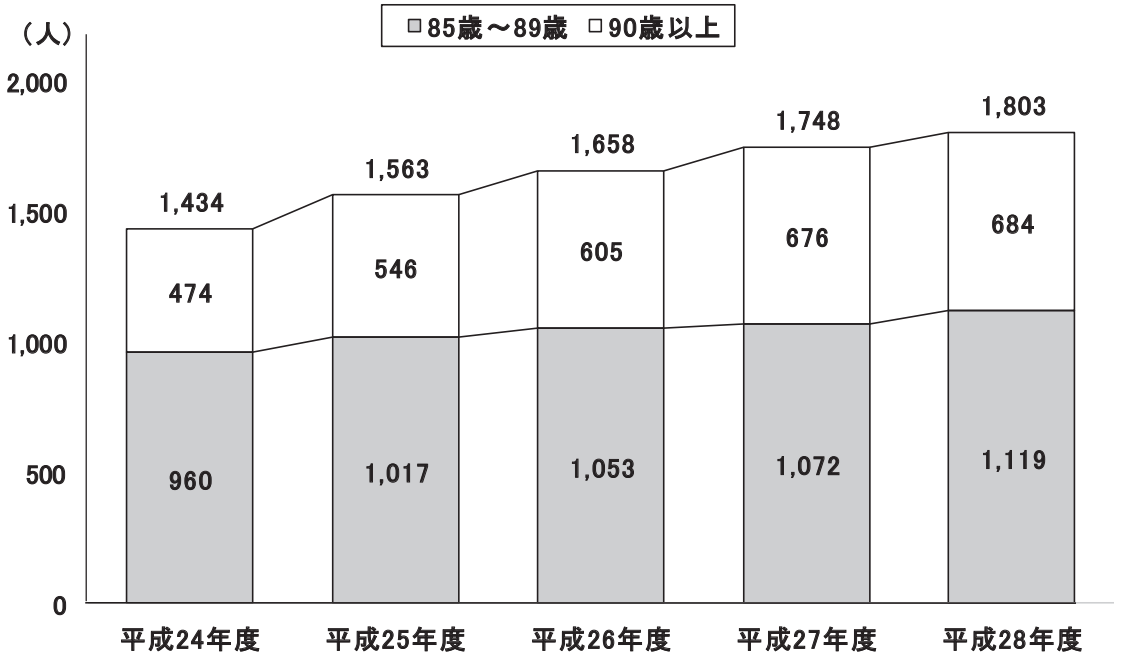

資料：住民基本台帳（各年度３月 31 日現在）

【図２】高齢化率の推移

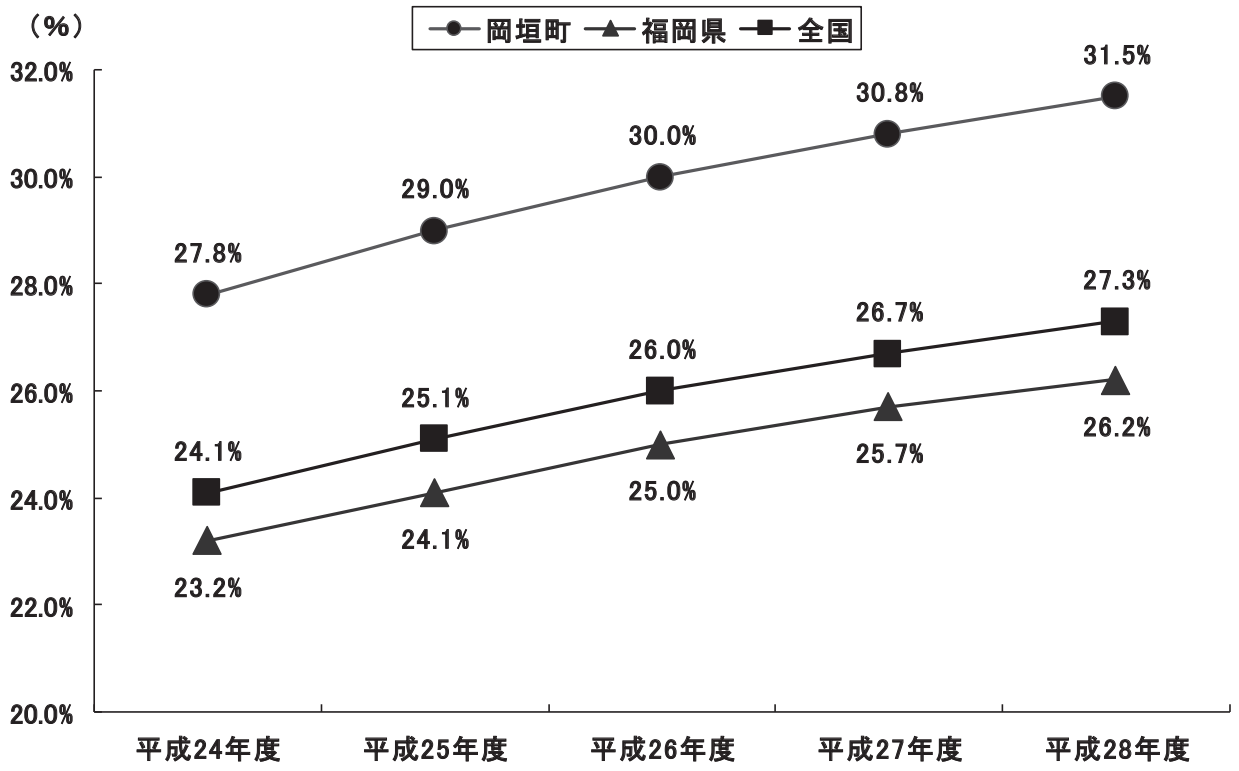

資料：（町・福岡県）各年度３月 31 日現在
（全国）　　各年度 10 月１日現在

【図３】人口ピラミッド

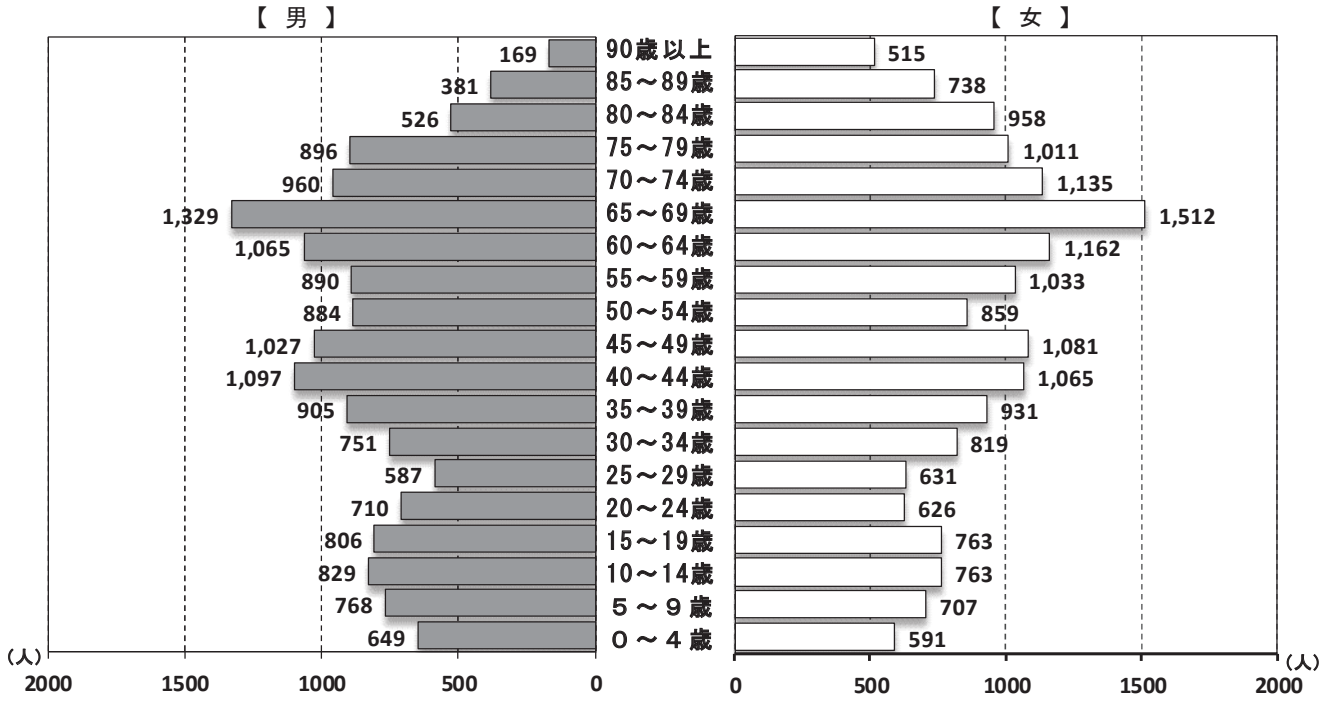

資料：住民基本台帳（平成 29 年３月 31 日現在）

【図４】小学校区ごとの年齢３区分人口及び年少人口の割合と高齢化率

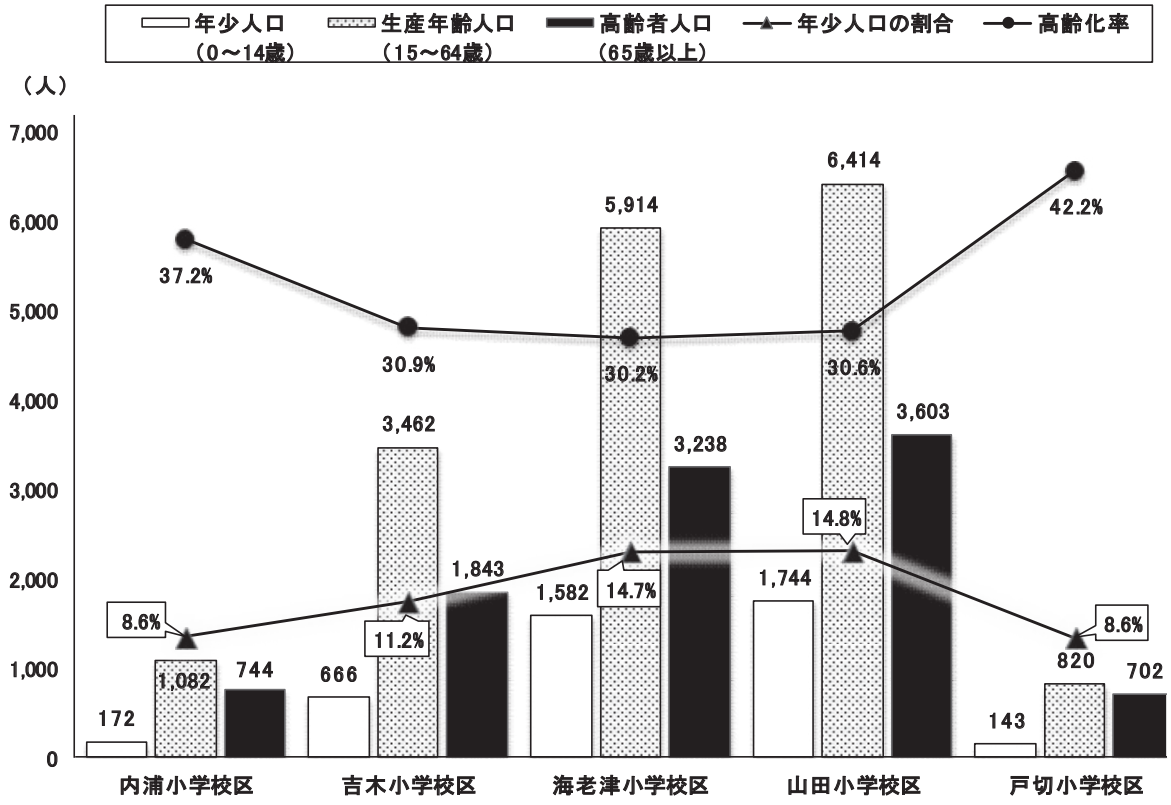

資料：住民基本台帳（平成２９年３月３１日現在）

【図５－１】年少人口の推移

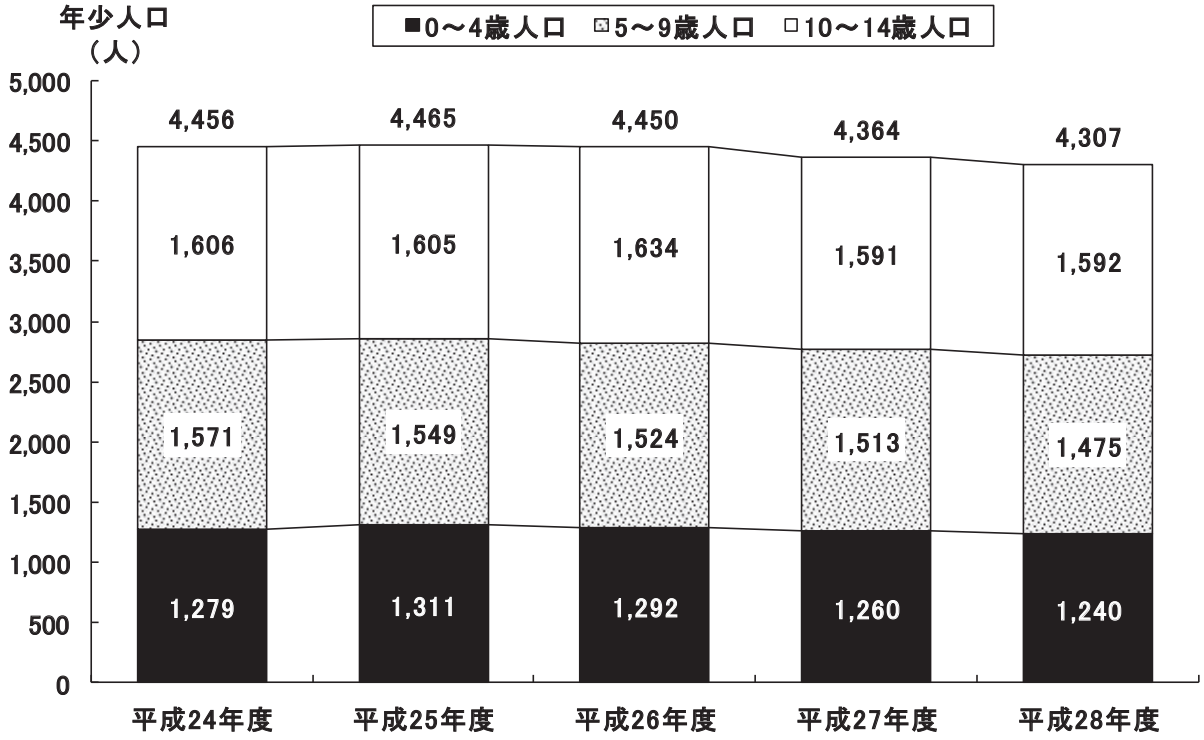

資料：住民基本台帳（各年度３月 31 日現在）

【図５－２】合計特殊出生率※の推移

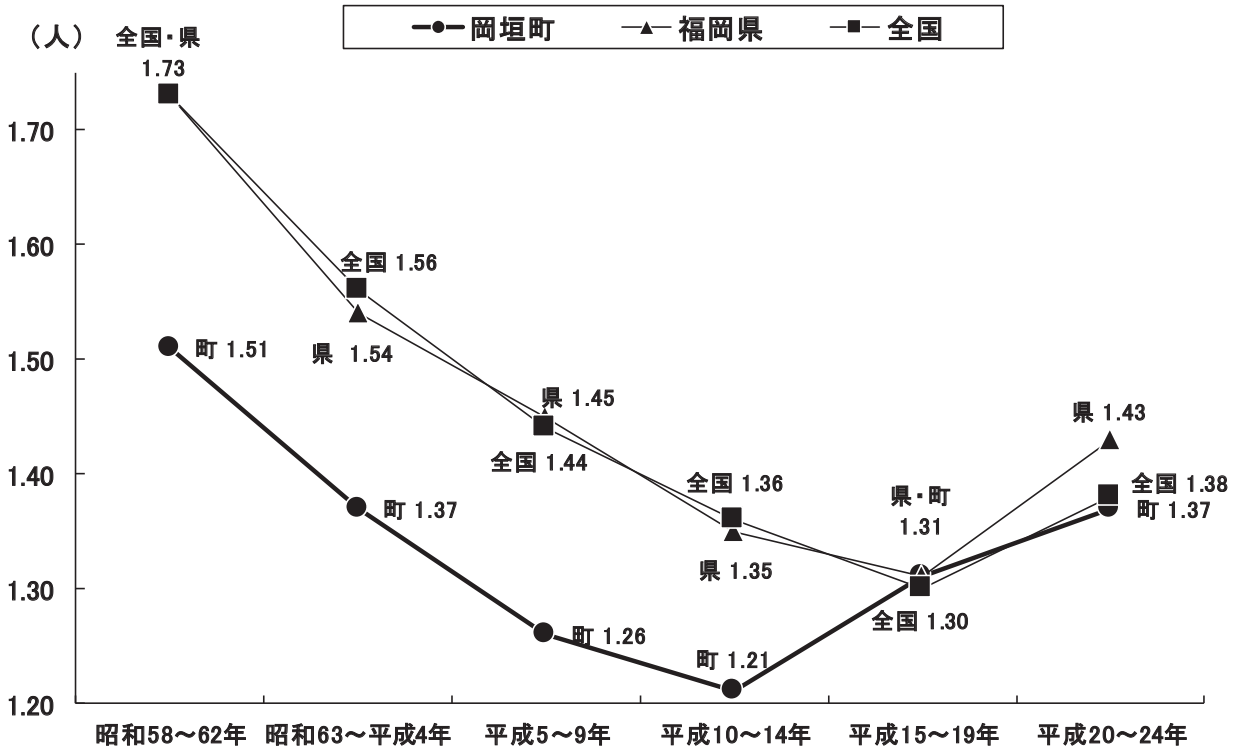

資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

【図６】出生数及び死亡数の推移

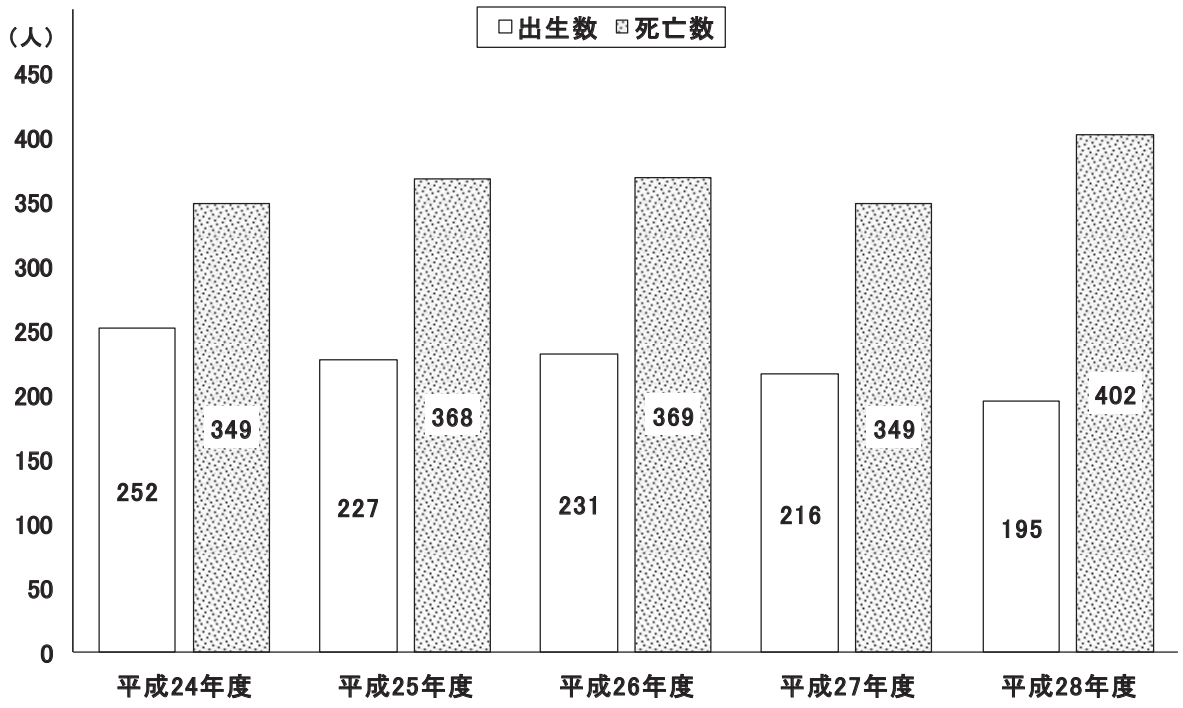

資料：住民基本台帳（各年度３月 31 日現在）

【図７－１】総人口の推移と将来推計

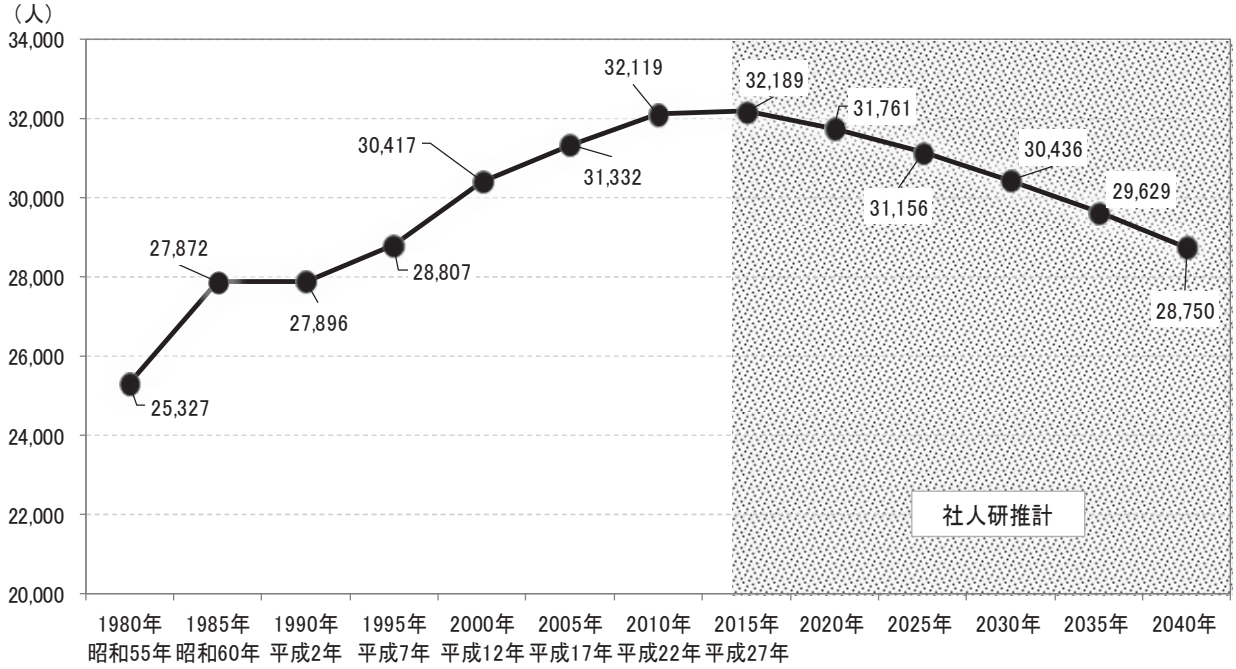

資料：岡垣町人口ビジョン（平成 28 年３月）
（平成 22 年以前は国勢調査、平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所）

【図７－２】年齢３区分別人口割合の推移と将来推計

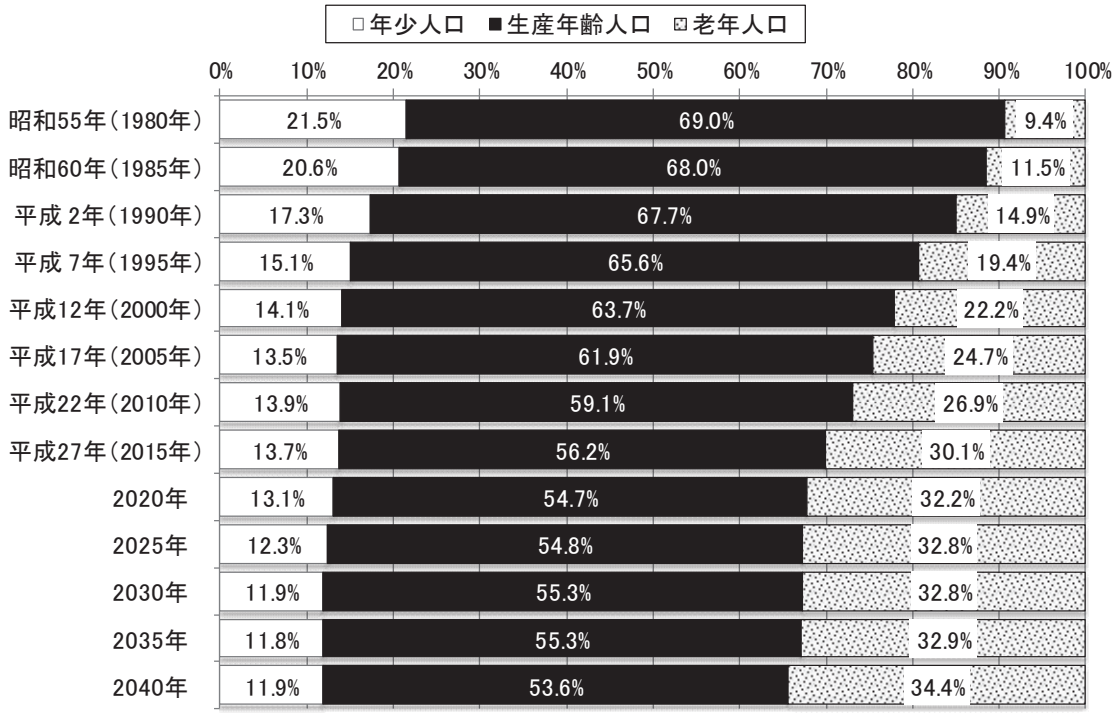

資料：岡垣町人口ビジョン（平成 28 年３月）
（平成 22 年以前は国勢調査、平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所）
※国勢調査における年齢３区分別人口は、年齢不詳を除く。

２　家族形態の多様化

世帯数は微増傾向にありますが、世帯あたりの人員は年々減少しており、核家族化が進んでいることが分かります。高齢者のいる世帯は増加傾向にあり、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯も増えています。【図８】

中でも 75 歳以上の高齢者単身世帯が増加しており、今後も高齢化に伴い、この傾向が高まることが予測されます。【図９】

【図８】世帯数と世帯人員の推移

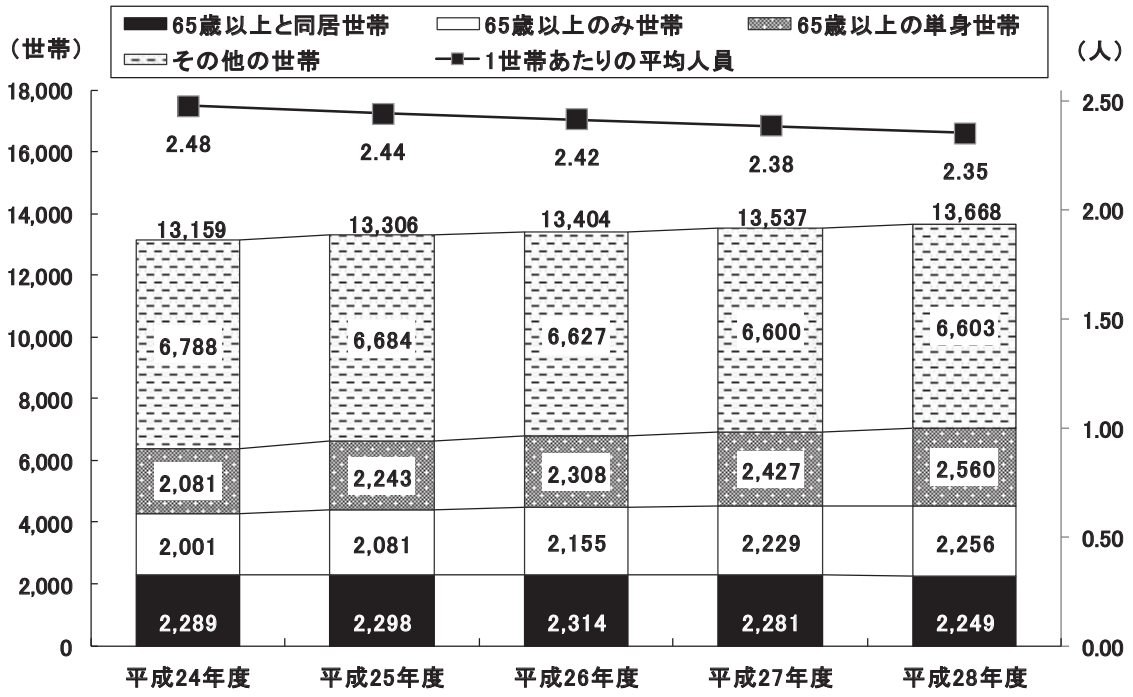

資料：住民基本台帳（各年度３月 31 日現在）

【図９】高齢者単身世帯の推移

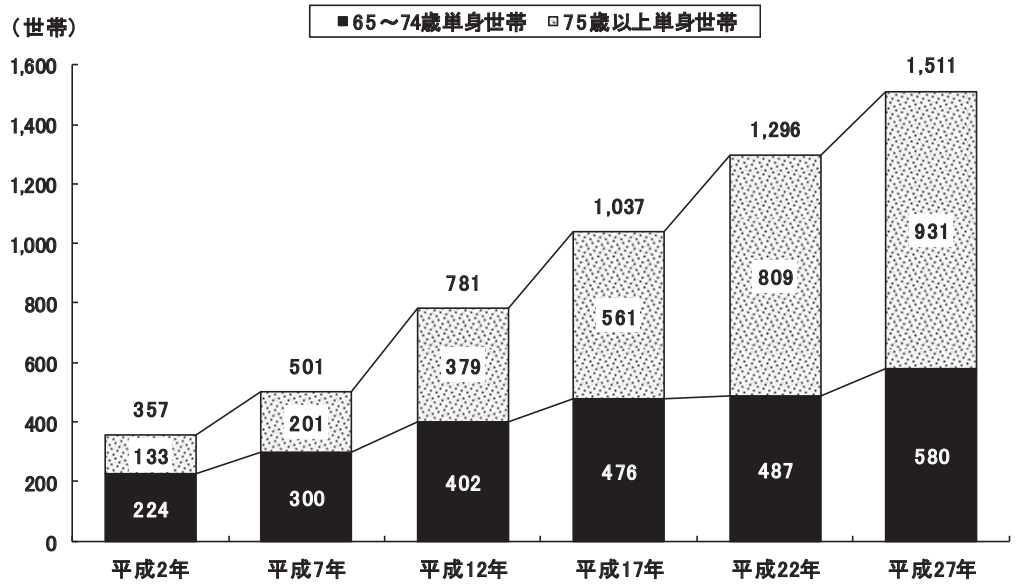

資料：国勢調査

3　支援を必要とする人の状況

①要介護認定者の増加

高齢化の進行に伴い、介護を必要とする人は年々増加しています。平成 24 年度末から平成 28 年度末までの５年間で要介護認定者数は 288 人増え、要介護認定率（第１号被保険者に対する要介護認定者の割合）は 19.5%となり、約５人に１人が要介護認定を受けている状況です。【図１０】

【図 10】要介護認定者数の推移（第１号被保険者）

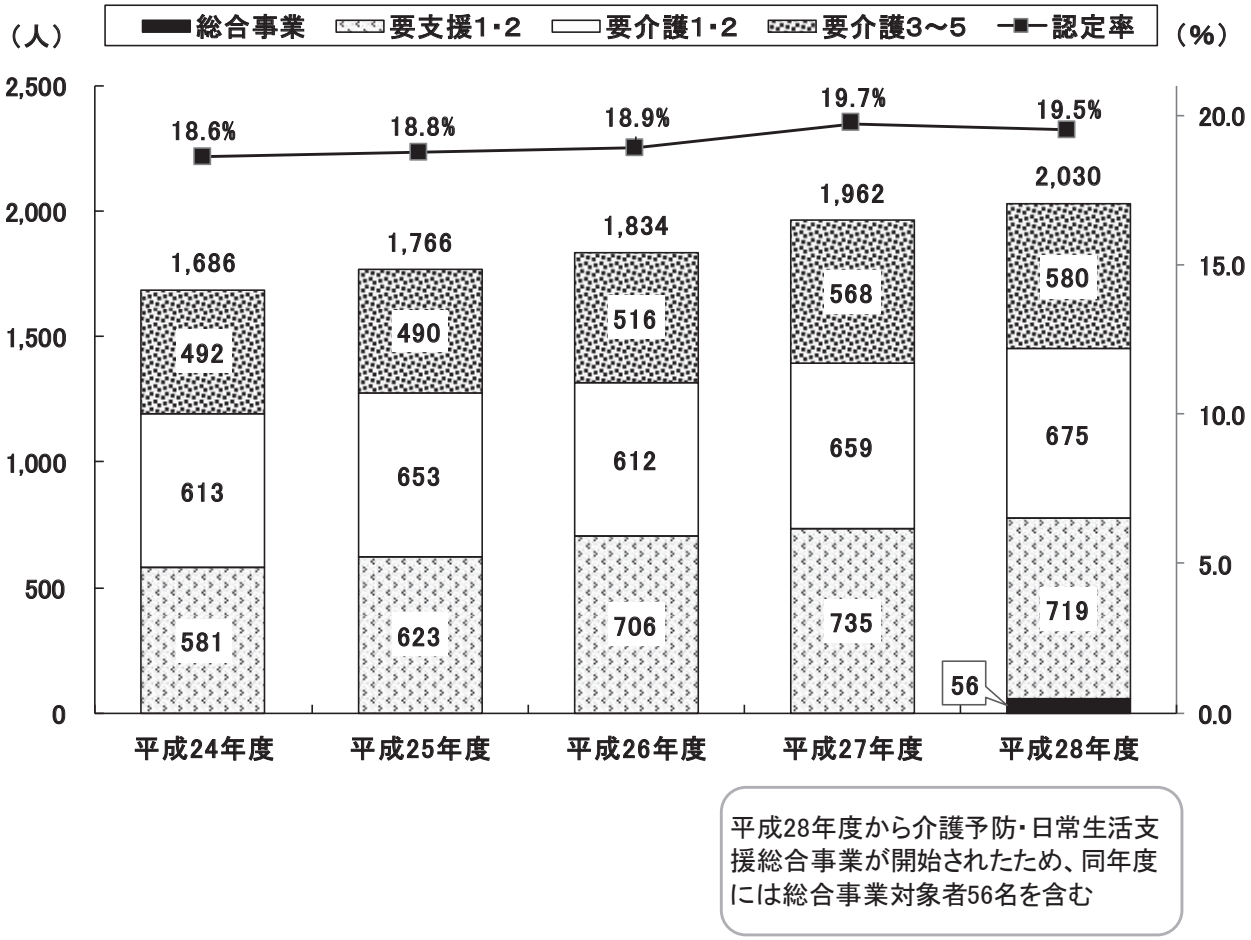

資料：岡垣町福祉課（各年度３月 31 日現在）

②障害のある人の状況

岡垣町の障害のある人の数は、平成 28 年度末で 1,989 人となっており、総人口に占める割合は 6.2%となっています。

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。【図 11－1】

また、障害のある児童のうち、障害児通所支援事業を利用している児童は、平成 28 年度末では延べ 764 人となっており、平成 24 年度末から２倍近く増加しています。【図 11－2】

【図 11－1】手帳所持者数の推移

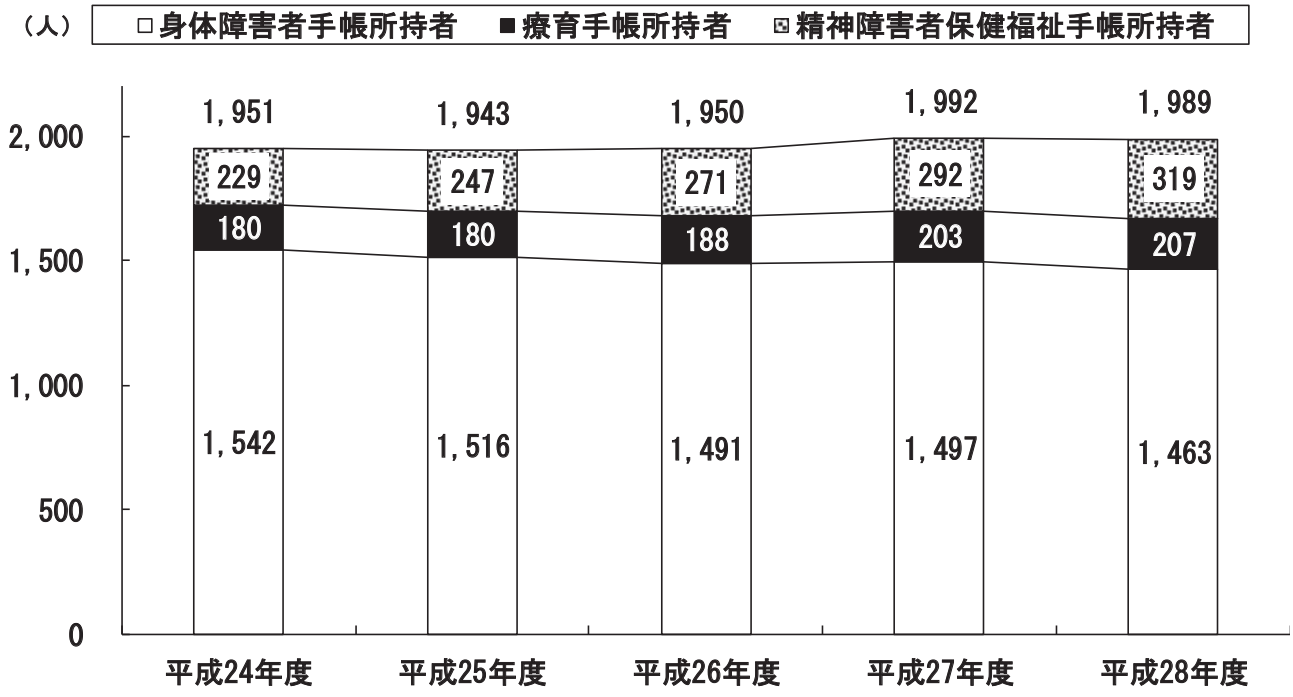

資料：岡垣町福祉課（各年度３月 31 日現在）

【図 11－2】障害児通所支援事業利用者数の推移（延べ人数）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障害児通所支援事業利用者数	387	468	508	614	764

資料：岡垣町福祉課（各年度３月 31 日現在）

③生活困窮者などの状況

平成 28 年度末で生活保護を受給している世帯は 463 世帯、人員は 607 人となっています。人員は減少していますが、世帯数は増加傾向となっています。保護率は 18.9‰と福岡県の平均の 25.4‰よりは低くなっていますが、全国平均の 16.9‰より高くなっています。【表１－１】

生活福祉資金貸付件数は、増加傾向にあり、生活困窮者からの相談の増加や自立支援事業所との連携強化によることなどが要因として考えられます。【表１－２】

生活困窮者自立支援法に基づき、福岡県が設置した自立相談支援事務所（「くらし・しごと・家計　困りごと相談室」）への相談件数は、平成 28 年度は 50 件となっています。【表１－３】

また、ひとり親家庭を支援するための、児童扶養手当の受給者数は、ほぼ横ばいとなっています。【表１－４】

■表１－１　生活保護の被保護人員・世帯数の推移■

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
世帯数（世帯）	430	441	456	464	463
人員（人）	642	647	645	633	607
保護率（‰）	19.7	19.9	19.9	19.6	18.9

資料：福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所（各年度３月 31 日現在）

■表１－２　生活福祉資金貸付件数の推移■

単位：件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
貸付件数	11	7	4	8	23

資料：岡垣町社会福祉協議会（各年度３月 31 日現在）

■表１－３　自立相談支援事務所の相談件数の推移■

単位：件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談件数	－	－	27	55	50

資料：岡垣町福祉課（各年度３月 31 日現在）
注：自立相談支援事務所は、平成 26 年７月から開設

■表１－４　児童扶養手当受給者数の推移■

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
児童扶養手当受給者数	313	312	324	305	313

資料：岡垣町こども未来課（各年度３月 31 日現在）

④権利擁護※などの状況

成年後見制度※の利用者数は全国的に増加傾向にあり、市町村申立件数は平成 28 年度には利用者の約 19%を占めています。【表２－１】

岡垣町では、成年後見制度※の利用を円滑に進めるため、平成 24 年度から成年後見制度※利用支援事業を実施しています。平成 28 年度末までの利用者数は２人ですが、地域包括支援センターでは成年後見制度※の申立の支援なども行っています。【表２－２】

また、社会福祉協議会では、権利擁護※のための事業として、日常生活自立支援事業※や、ずっと安心プラン事業※などの事業を行っています。日常生活自立支援事業※は、契約者数、支援延べ件数とも増加しています。ずっと安心プラン事業※は平成 27 年度から開始し、契約者数は１人ですが、相談件数は年間約 40 件あります。【表２－３】

今後、高齢化に伴い、認知症高齢者などの増加が見込まれます。また、老人福祉法などの改正により、市町村は後見などの業務を適正に行うことができる人材の育成や活用を図るため、体制整備を図ることが求められています。成年後見の担い手として、市民後見人※の育成や法人後見などについて検討する必要があります。

■表２－１　全国的にみた成年後見制度※の利用者数の推移■

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
成年後見制度利用者数（人）	166,289	176,564	184,670	191,335	203,551
市区町村長申立件数（件）	4,543	5,046	5,592	5,993	6,466
申立件数に占める市区町村長申立件数の割合	13.2%	14.7%	16.4%	17.3%	18.8%
福岡県の市区町村長申立件数（件）	98	97	108	130	158

資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況」（各年 12 月 31 日現在）

■表２－２　成年後見制度※利用支援事業利用者数の推移■

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
成年後見制度利用支援事業利用者数（人）	0	1	0	0	1

資料：岡垣町福祉課（各年度３月 31 日現在）

■表２－３ 日常生活自立支援事業※及びずっと安心プラン事業※利用者数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
日常生活自立支援事業契約者数（人）	5	6	9	9	10
日常生活自立支援事業支援延べ件数（件）	39	50	86	76	92
ずっと安心プラン事業契約件数（件）	－	－	－	0	1
ずっと安心プラン事業相談延べ件数（件）	－	－	－	34	42

資料：岡垣町社会福祉協議会（各年度３月 31 日現在）

4　地域や団体などの状況

① 自治区の加入率

少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の変化などにより、地域のつながりが希薄化し、自治区加入率は、全国的に低下傾向となっています。岡垣町においても加入率は年々低下し、平成 27 年１月 31 日現在で、85.5%となっています。【図１２】

岡垣町では、これまで自治区を中心とした福祉活動を進めてきました。地域福祉を推進するうえで、自治区の役割は非常に重要であるため、自治区への加入促進を図っていく必要があります。

【図 12】自治区加入率の推移

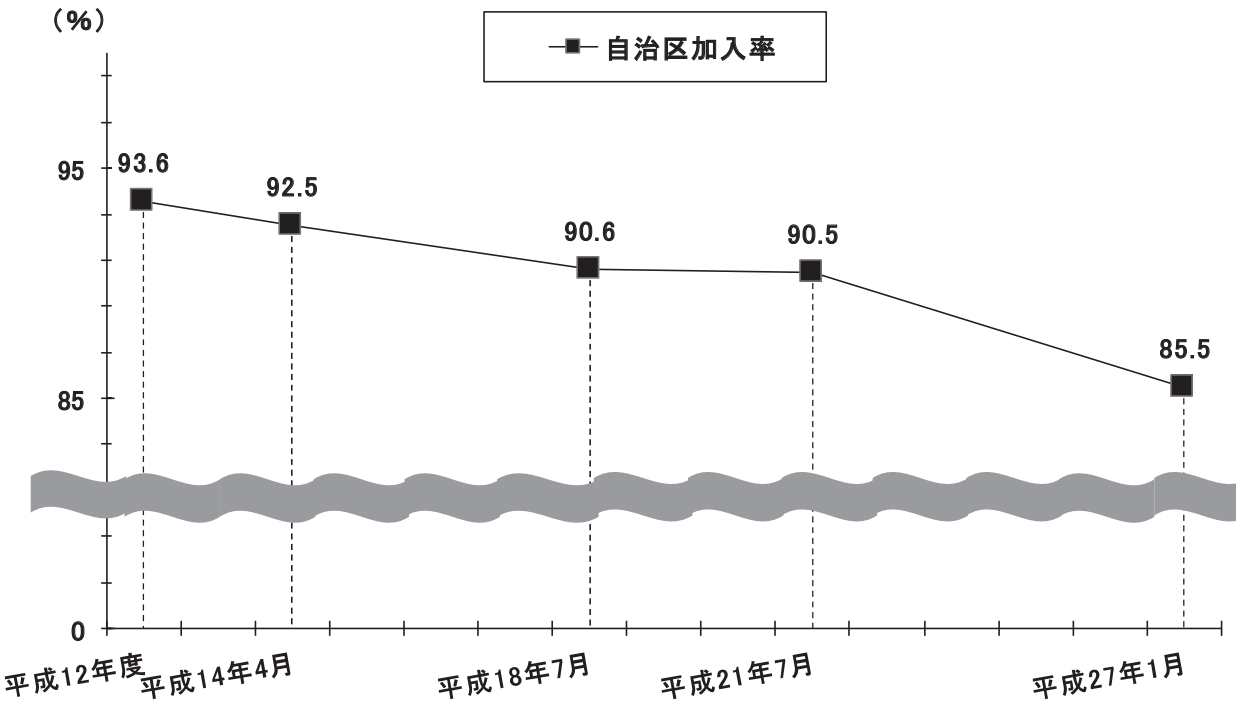

資料：岡垣町地域づくり課

② 民生委員・児童委員の活動件数

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手であり、支援へのつなぎ役となっています。岡垣町では、平成 29 年３月末現在で、67 人の民生委員・児童委員がいます。また、民生委員・児童委員のうち、３人は主任児童委員として活動を行っています。【図１３】

【図 13】民生委員･児童委員の活動件数の推移

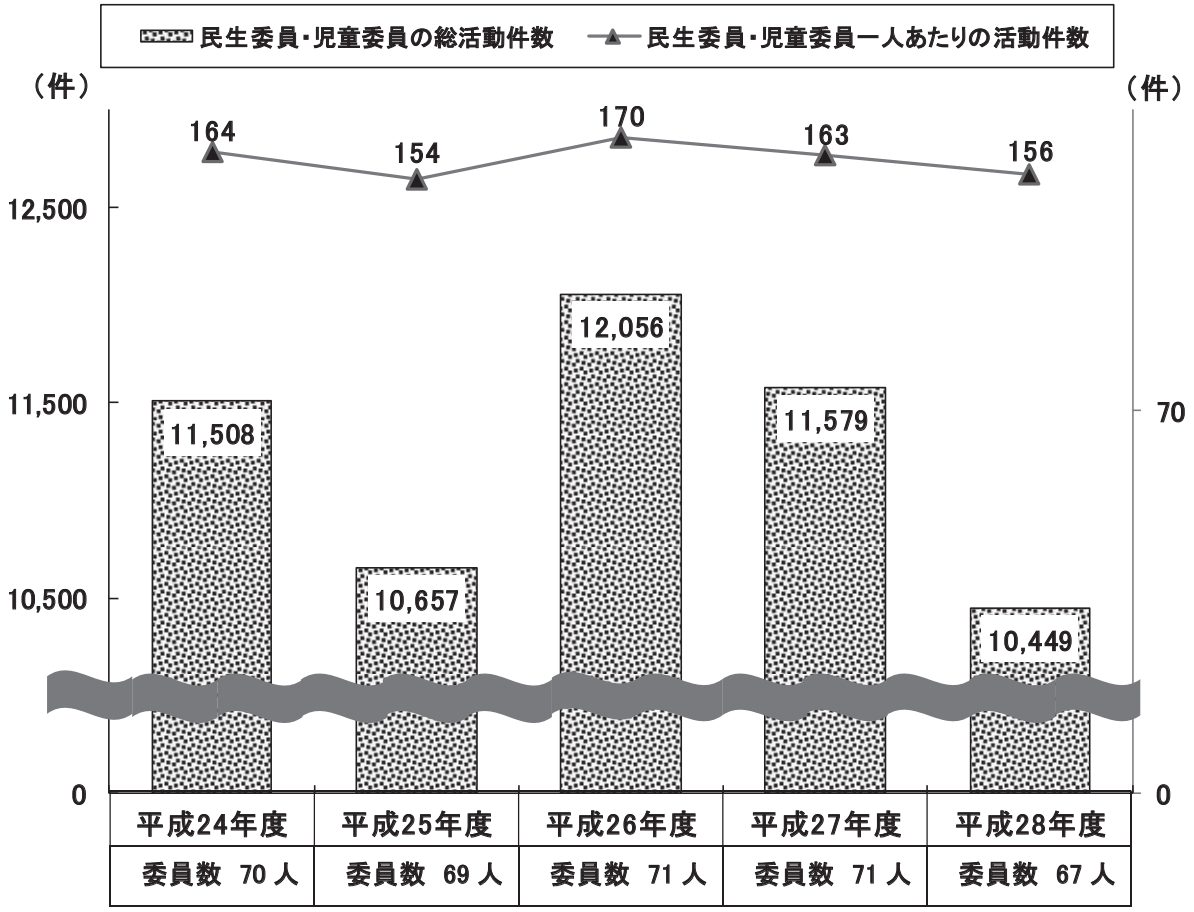

資料：岡垣町福祉課（各年度３月 31 日現在）

③ 老人クラブ数

老人クラブは、地域の身近な社会参加の場として地域福祉の推進に欠かすことのできない組織です。

しかし、高齢者数は増加しているにもかかわらず、老人クラブの会員数は、５年間で 229 人減少し、平成 28 年度には 2,094 人となっています。

また、単位老人クラブ数は、平成 24 年度と比較すると、６クラブ減少し、平成 28 年度には 41 クラブとなっています。【図 14】

【図 14】老人クラブ数の推移

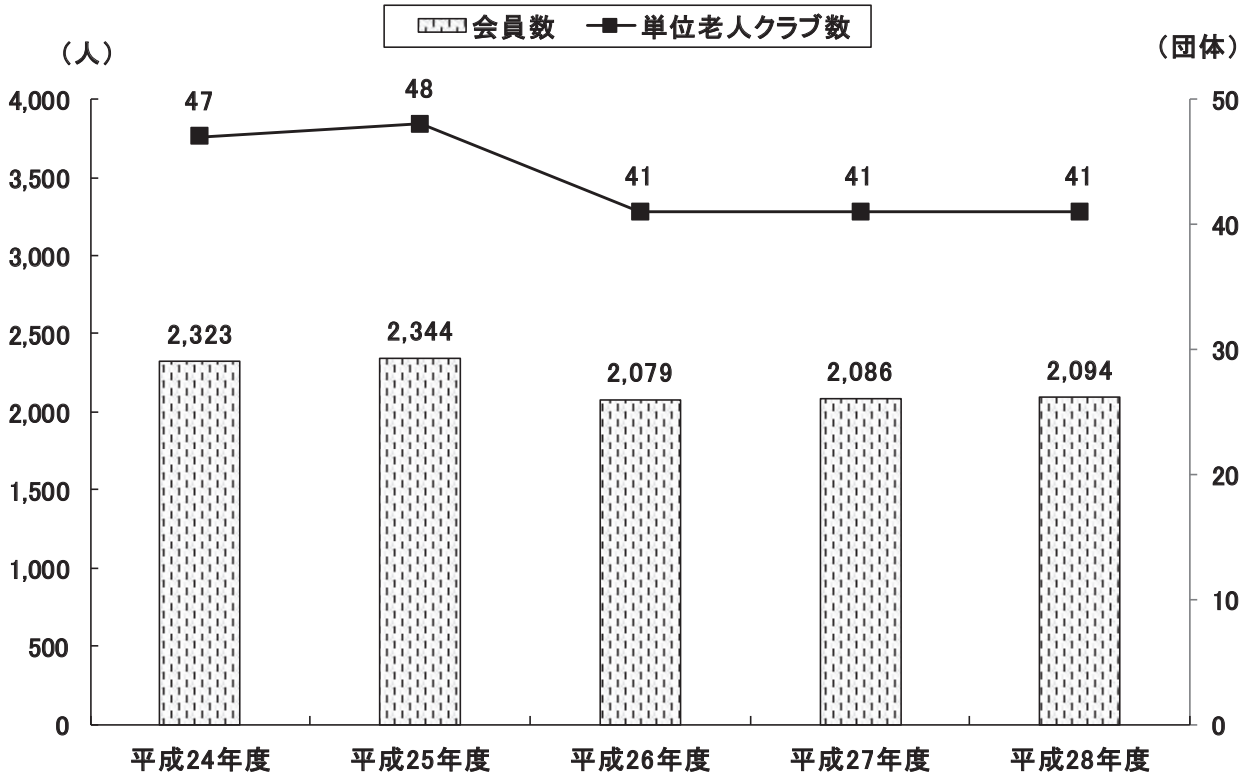

資料：岡垣町福祉課（各年度３月 31 日現在）

④ボランティアの登録状況

岡垣町では、福祉ボランティアの拠点を社会福祉協議会内におき、支援を行っています。ここ数年はボランティアの会員数に大きな変動はありません。しかし、平成 16 年度はボランティアの会員数は 900 名を超えていたことから、10 年の間に２割程度、会員数が減少している状況です。

福祉ボランティア団体は、ここ数年は微増しています。しかし、ボランティア団体間の意見交換を行い、連携を深めるために設置されたボランティア連絡協議会（ボラ協）に加入しない団体が増加しています。【図 15】

【図 15】ボランティアの登録状況の推移

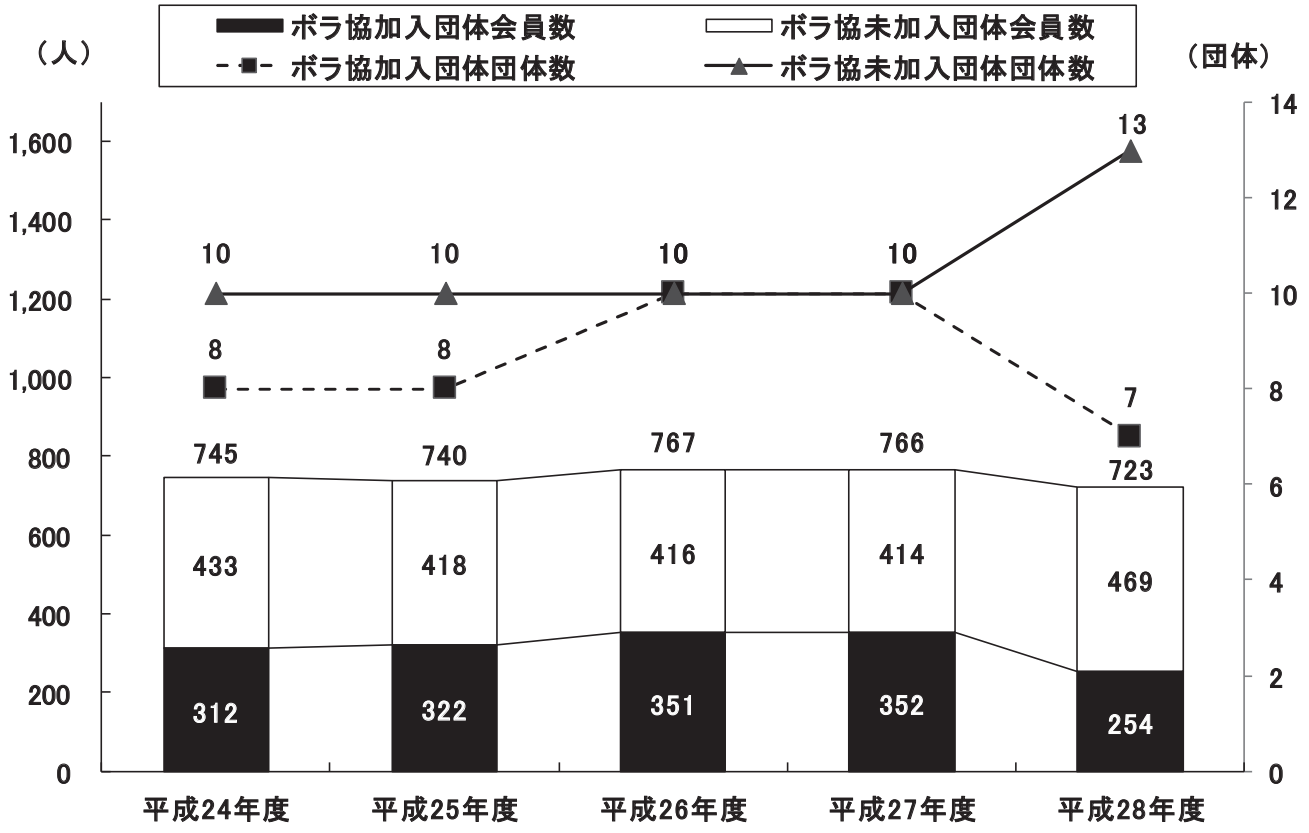

資料：岡垣町社会福祉協議会（各年度３月 31 日現在）

⑤自主防災組織※の組織化の状況

岡垣町では、住民が安心して暮らせる防災のまちづくりを行うため、自治区を単位とした自主防災組織※づくりを推進してきました。平成 18 年度に４つの自治区で自主防災組織※が設立されてから徐々に組織数が増加し、平成 28 年度には 31 の自治区で設立されています。【図 16】

【図 16】自主防災組織※数の推移

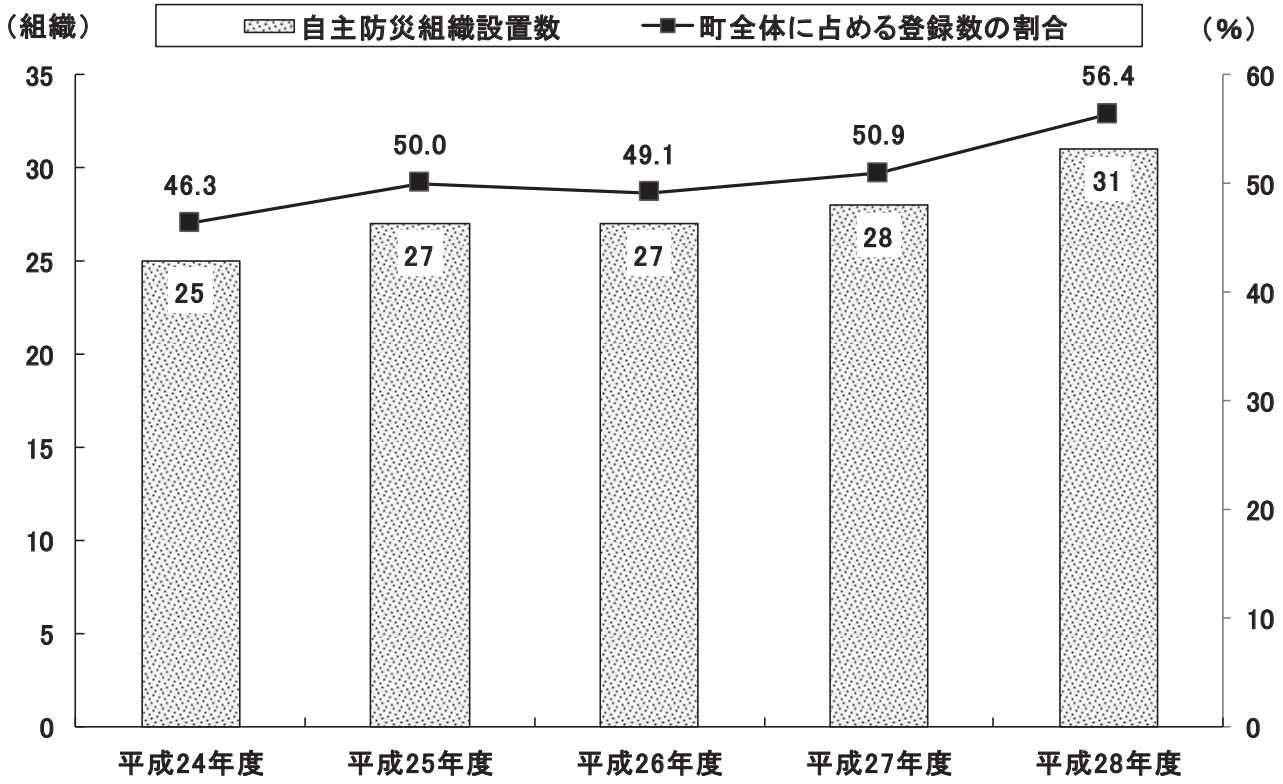

資料：岡垣町地域づくり課（各年度３月 31 日現在）

【２】各種調査などの結果からみる岡垣町の現状

１　地域での助けあいの状況

住民意識調査では、「住民同士の助けあいや福祉のまちづくりを進めるうえで、最も適している範囲」について尋ねたところ、「隣近所」や「自治区」の回答が多く、「小学校区」や「中学校区」と回答する人は少なくなっています。【図 17】

また、近所づきあいは、「あいさつ程度」が約４割近くを占めている一方で、「簡単な頼みごと・物の貸し借りをする」は 7.1%にとどまっており、つきあいの希薄化がうかがえます。【図 18】

地域で困っている世帯がある場合、手助けできることと、手助けしてほしいことを尋ねたところ、「安否確認の声かけ」や「災害時の手助け」「ちょっとした日常生活の援助」と回答した人が多く、掃除・炊事・洗濯など「家事」と回答する人は少なくなっています。【図 19】

また、隣近所で困っている人がいるときの対応では、約半数の人が「頼まれたら可能な範囲で手助けしたい」と回答しています。【図 20】

今後、支えあいの意識を一層高め、地域での「ちょっとした手助け」が進んでいくよう、地域の特性を活かした地域福祉活動を支援する必要があります。

【図 17】助けあいや福祉のまちづくりの範囲

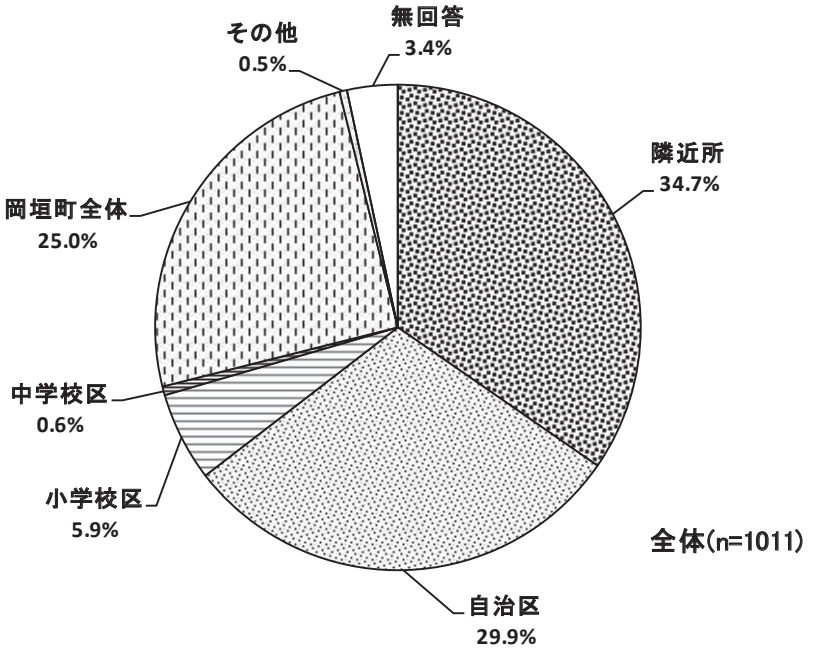

【図 18】近所の人とのつきあいの程度

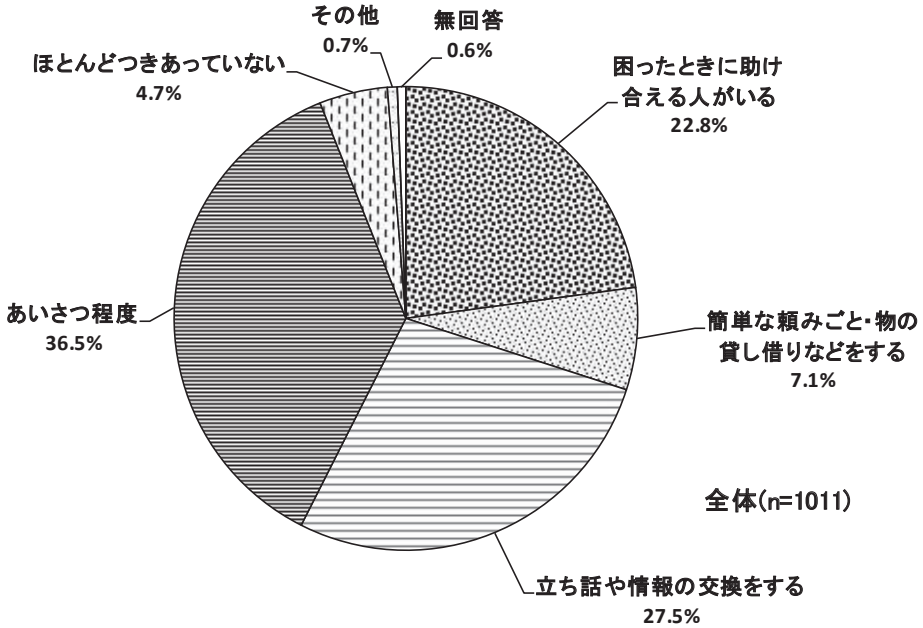

【図 19】「手助けできること」と「手助けしてほしいこと」

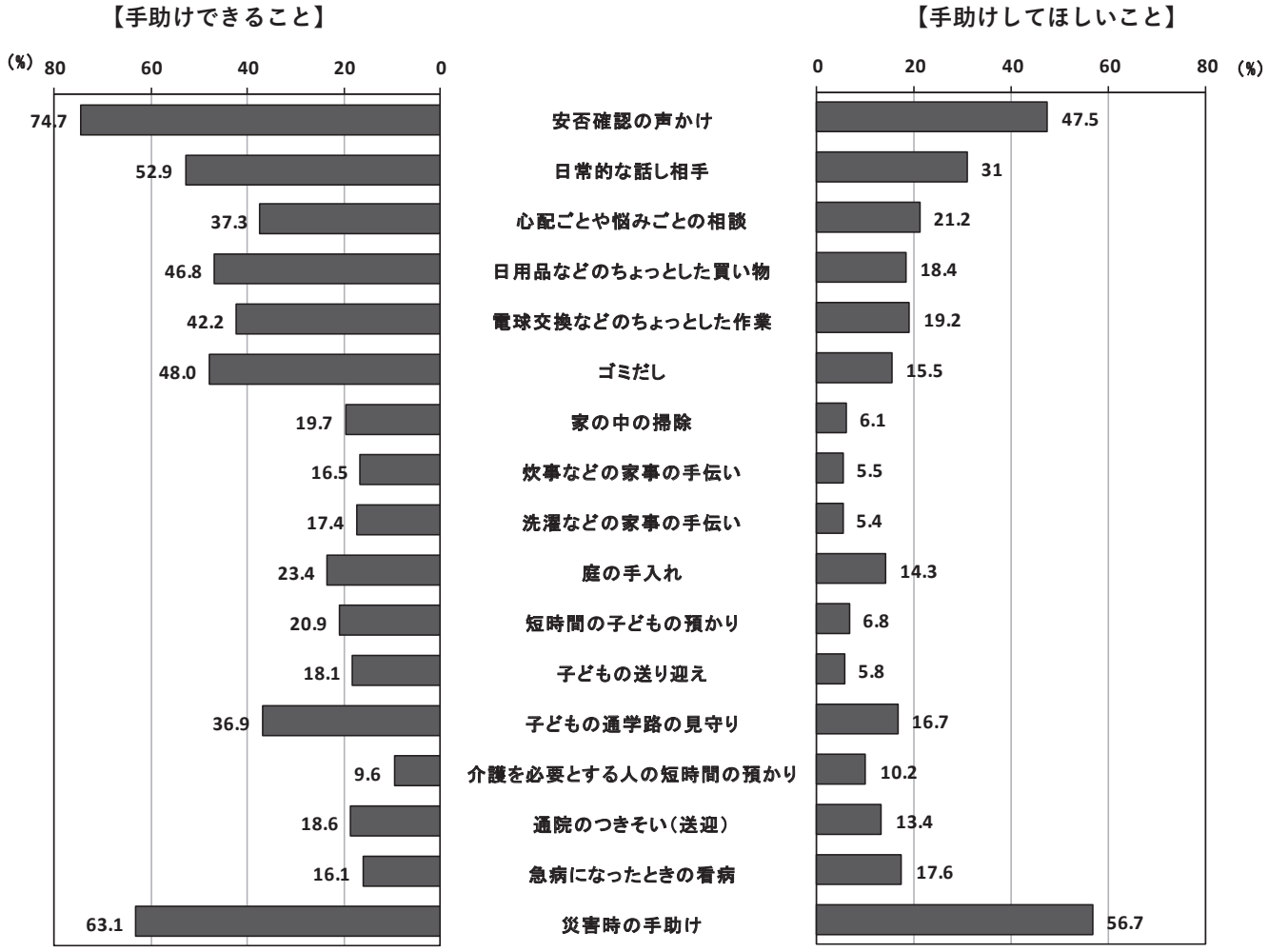

【図 20】隣近所で困っている人がいるときの対応

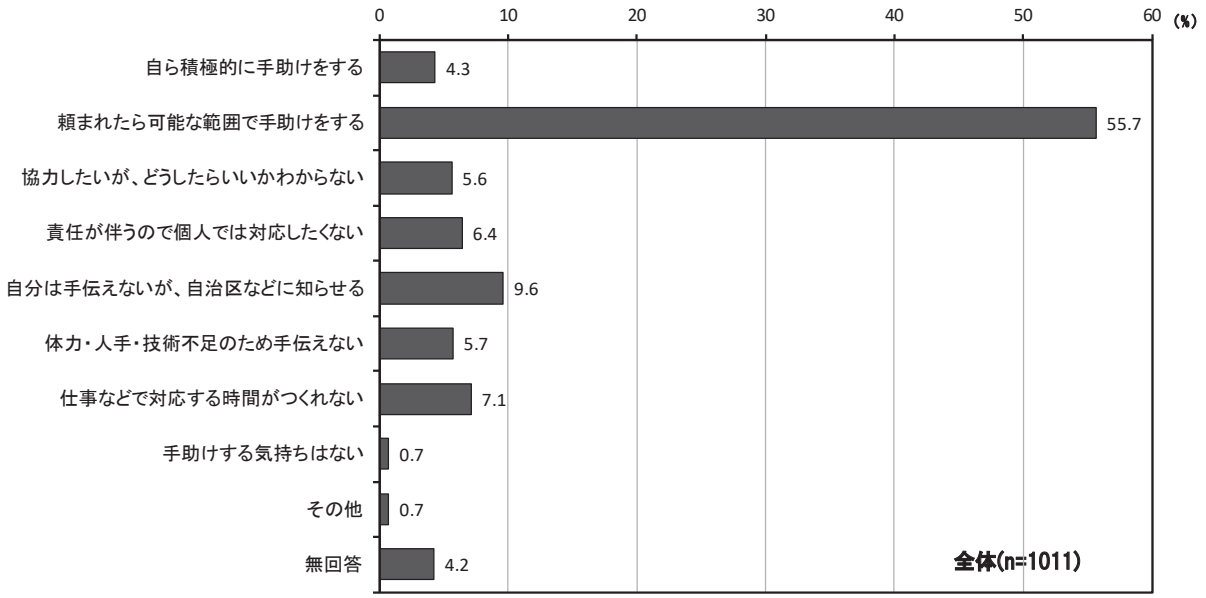

2　地域の交流の場の状況

住民ワークショップでは、既存の自治公民館の活用や空き家などを活用した新たな地域の活動拠点づくり、ふれあいサロンの一層の充実、世代間交流の充実などを求める意見が出ました。

地域の交流の場の一つとして自治公民館がありますが、設置されている自治区は48 区で、自治公民館が無い区は７区となっています。

また、地域での交流の機会としての、ふれあいサロンの実施状況ですが、実施している自治区は 43 区となっています。【表３】

お互いを知ることが、支えあいの意識の醸成につながると考えられるため、地域での交流活動が一層進むよう支援する必要があります。

【表３】地域の交流の場　　【単位：区】

	あり	なし
自治公民館の設置	48	7
ふれあいサロンの実施	43	12

３　ボランティア活動の状況

住民意識調査では、「ボランティア活動への参加の有無」について尋ねたところ、約６割の人に参加の経験や参加意向がありましたが、約３割の人は参加経験も参加意向もない状況となっています。【図 21】

また、ボランティア活動をするうえでの課題としては、「参加者がなかなか集まらない」が最も多くなっています。【図 22】

福祉関係団体へのアンケート調査でも、「活動に参加する人が少ない」「後継者がいない」「役員へのなり手がいない」など人材不足に関する課題が多く挙げられています。

【図 21】ボランティア活動への参加の有無

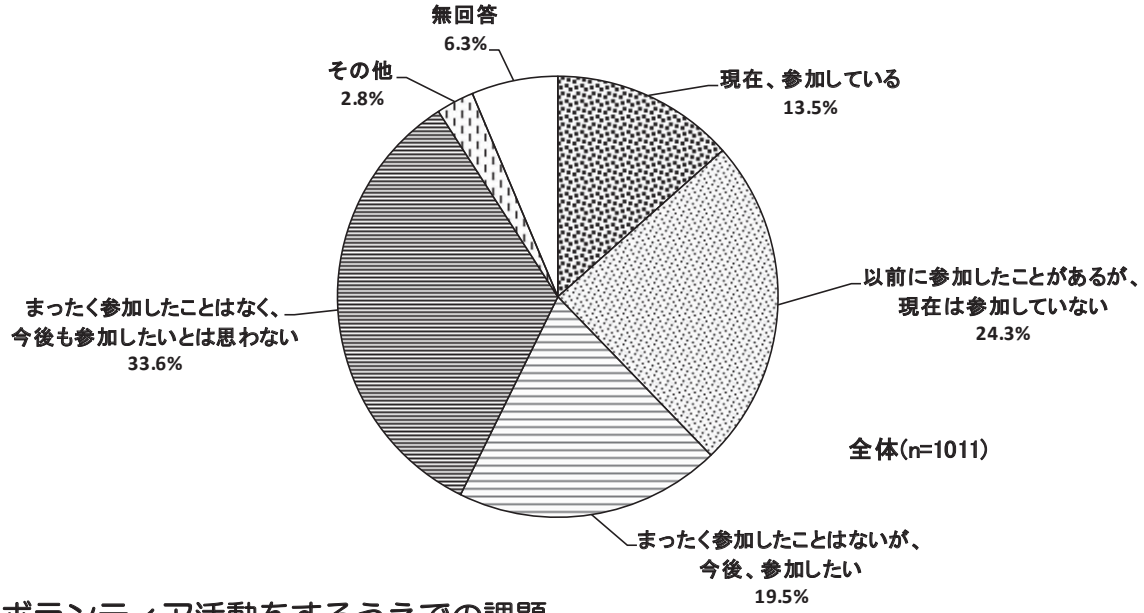

【図 22】ボランティア活動をするうえでの課題

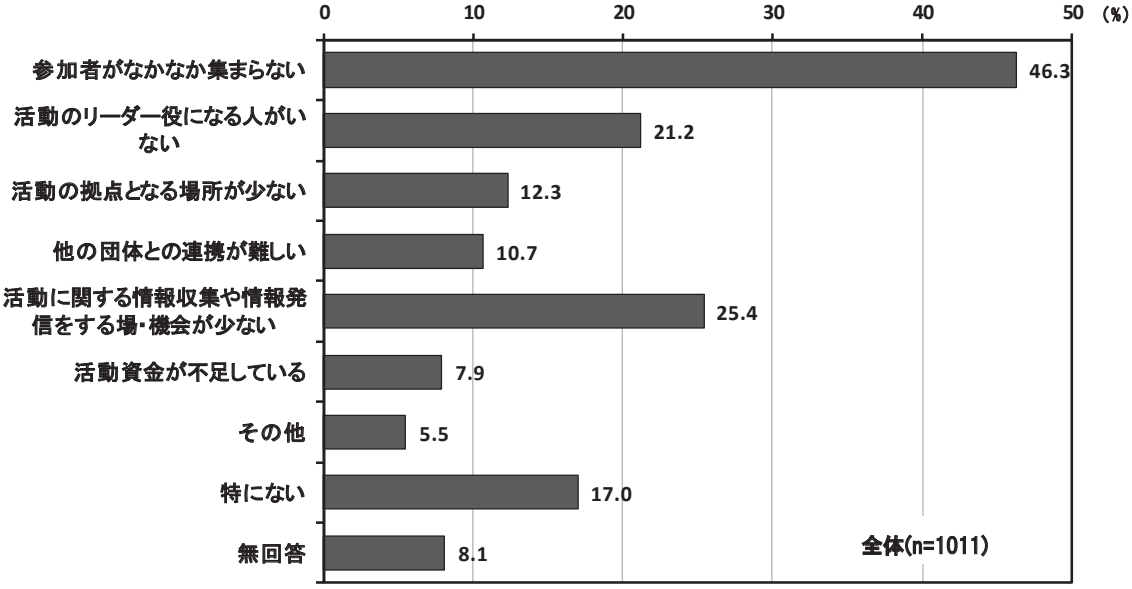

4　情報の収集と発信の状況

各種調査結果や住民ワークショップなどで共通した課題の一つとして、「情報」があります。

必要な福祉サービスの情報の入手状況について尋ねたところ、入手できている人は約４割という状況です。【図 23】

ボランティア活動についても、地域での支えあい活動についても、地域と事業者との関わりについても、「お互いを知らない」「どうすればいいのか分からない」などの情報不足が課題として挙げられています。

地域に住む人が、どんなことに困っているのか、どのような活動が地域で行われているのかなどの情報の収集や発信、そしてその情報を「つなぐ」ことが求められています。

【図 23】必要な福祉サービスの入手状況

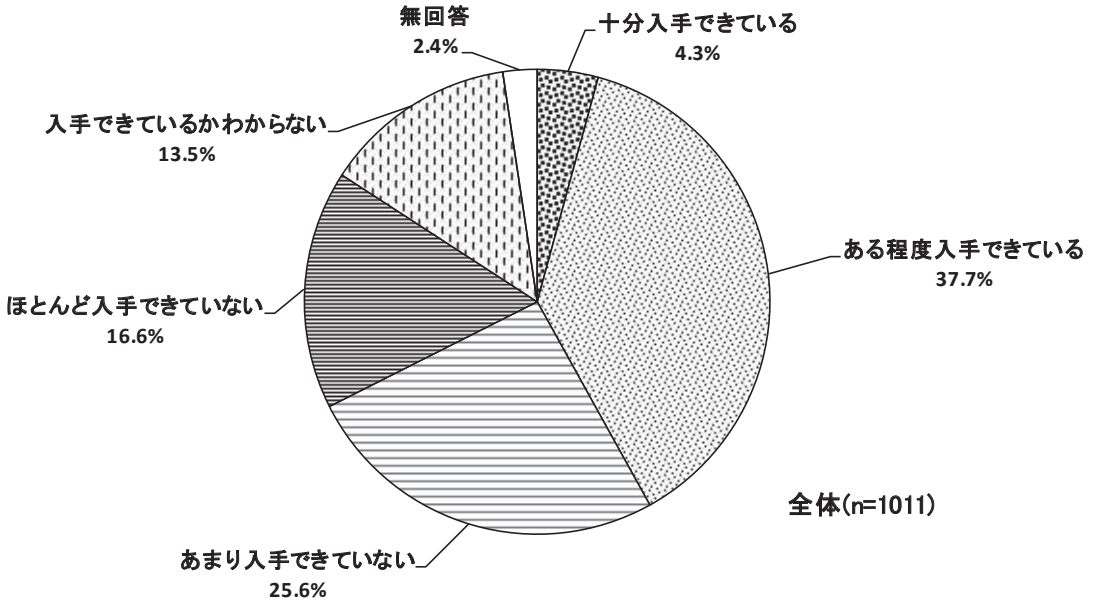

5　防災に対する意識の状況

防災に対する日頃の取組みや緊急時の対応を尋ねたところ、避難場所などを把握している人が多くなっていますが、危険箇所や手助けが必要な人の把握は３割以下にとどまっており、岡垣町避難行動要支援者制度※の認知度は１割未満となっています。【図 24】

また、現在、町の福祉避難所は１箇所しか指定していませんが、約８割の福祉施設が、町からの福祉避難所の指定に協力してもよいと回答しています。

今後、福祉避難所の指定に関する町の考え方を整理し、施設に指定の協力をお願いするとともに、災害時に協力、連携しやすい仕組みづくりを検討していく必要があります。

【図 24】防災に対する日頃の取組みや緊急時の対応

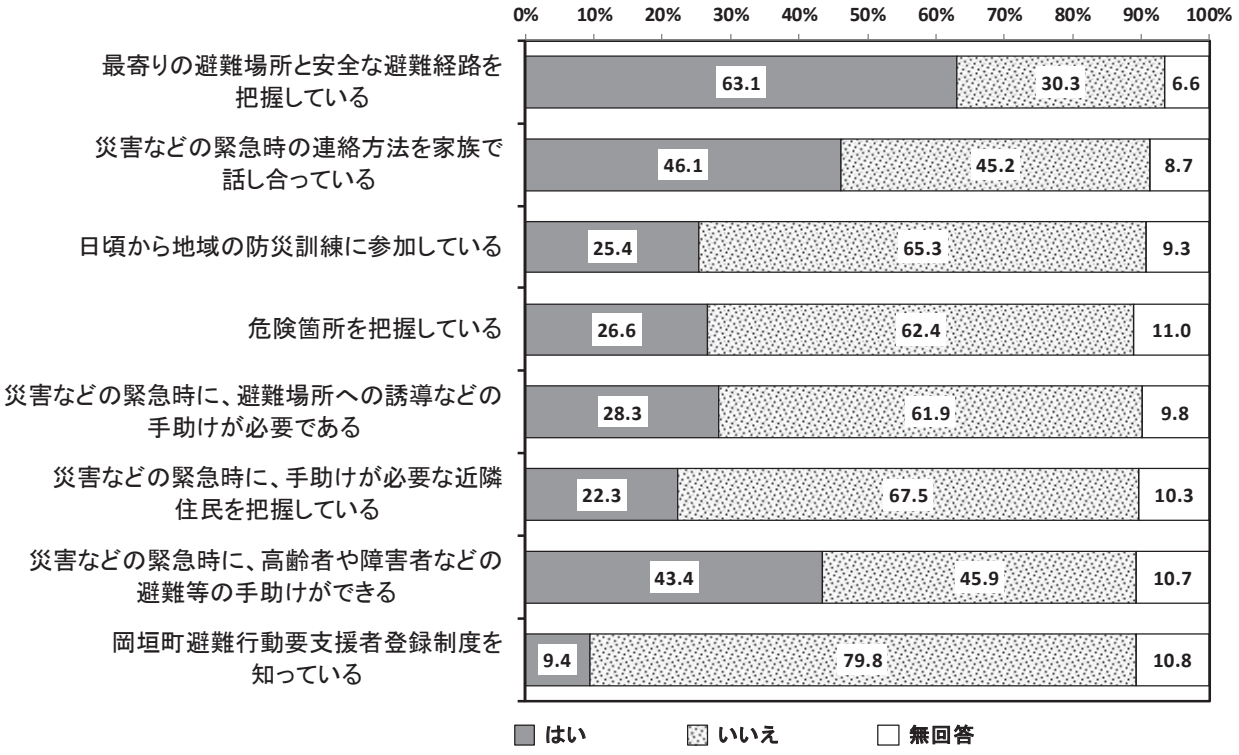

6　地域と事業者のつながりの状況

町内にある福祉関係施設に社会貢献活動の有無について尋ねたところ、社会貢献活動を現在行っていると回答したのは 76 施設のうち、43 施設となっています。【図 25】

福祉関係施設などの社会貢献活動への意向について、住民意識調査と施設アンケート調査で尋ねたところ、住民と施設の意向には相違があることが分かりました。【図 26】

また、住民ワークショップにおいて、地域も事業者もお互いにつながりたいという思いを持っていることが分かりました。

今後は、事業者を法人町民※として考え、地域活動に関心を持ち、より積極的に地域活動を展開できる取組みを検討していく必要があります。

【図 25】現在の社会貢献活動（地域貢献活動）の有無

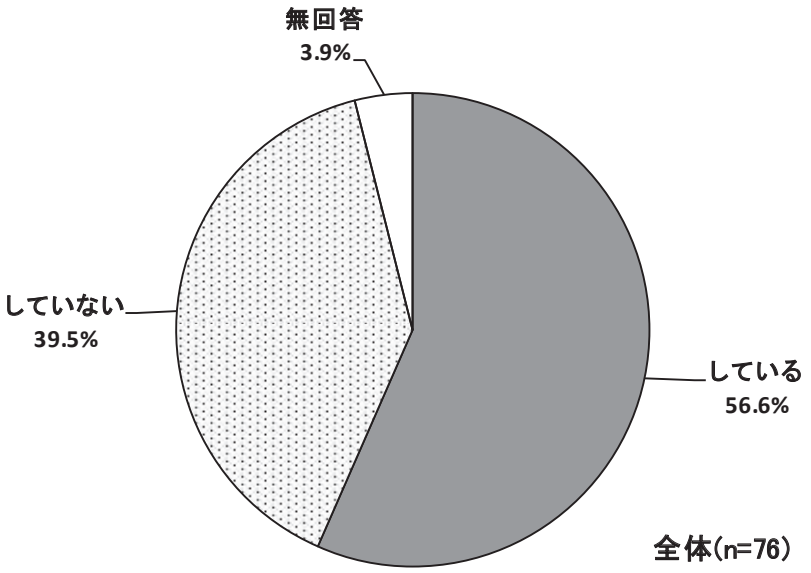

【図 26】福祉関係施設の社会貢献活動への意向

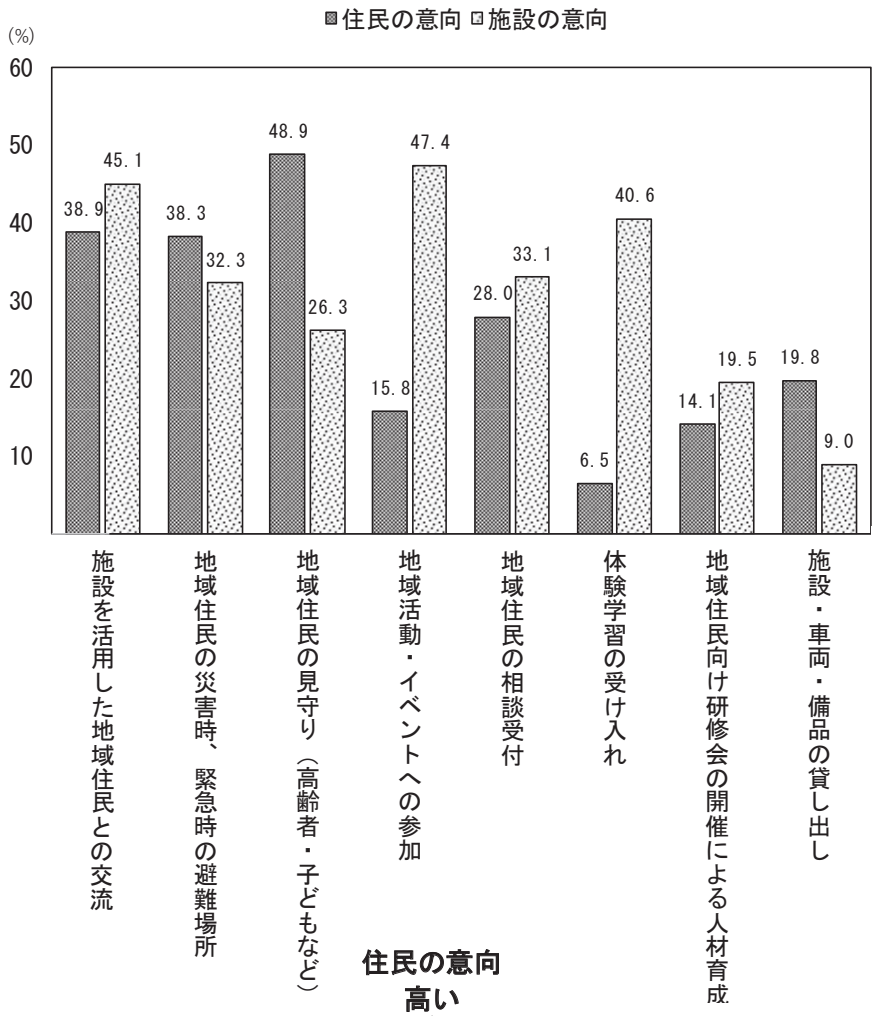

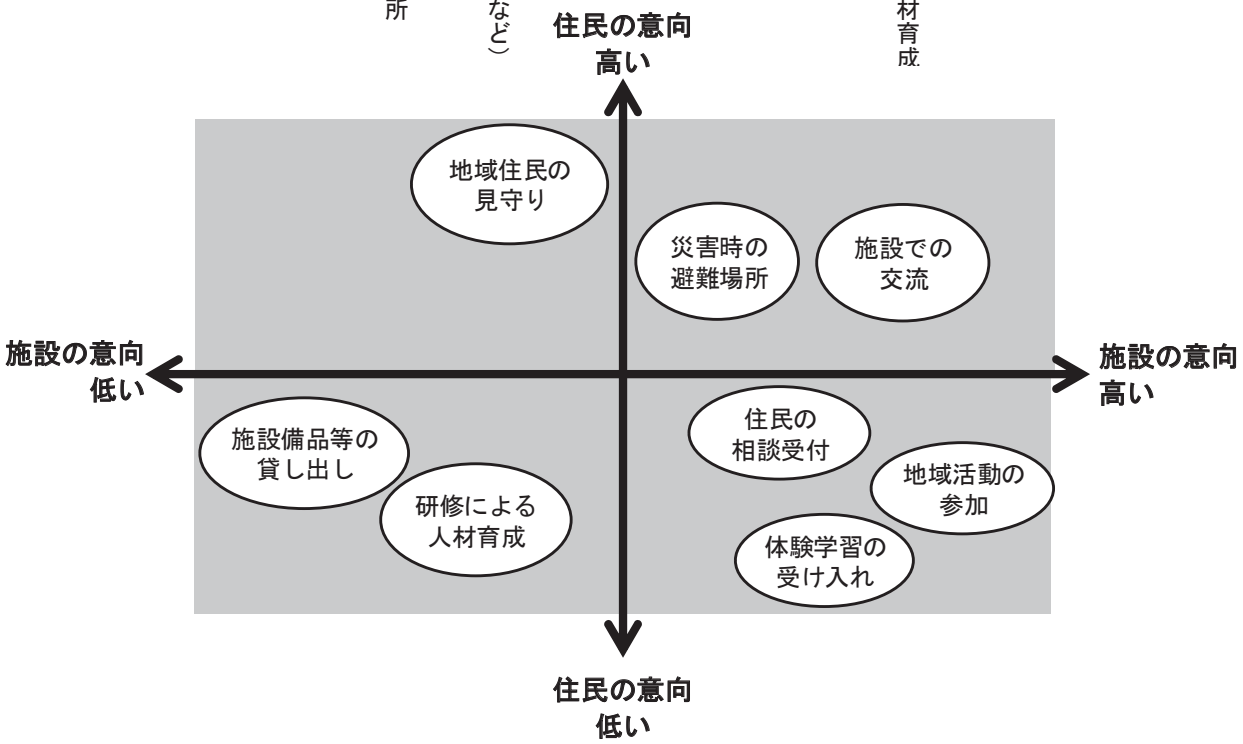

【３】これまでの地域福祉の取組み

岡垣町及び社会福祉協議会における既存計画の施策体系に基づく、これまでの取組みの概括は次のとおりです。

１　岡垣町における取組み

岡垣町では、第５次総合計画　第４章「みんなが健やかで安心して暮らせるまちをつくります」に基づき、地域福祉の取組みを進めてきました。

主要政策	地域福祉活動を支援し、充実を図ります
取組みの方向	１）保健福祉の拠点・組織を有効に活用します ２）福祉のネットワークの充実を図ります
事業・活動の概要	● 保健福祉の拠点であるいこいの里を有効に活用するため、関係団体の利用促進を進めました。 ● 社会福祉協議会を中心とした「お互いさま命のネットワーク活動」により、見守り活動などの事業充実を図りました。

主要政策	高齢者や障害者などの健やかで安心した暮らしを支援します
取組みの方向	１）高齢者に必要な福祉サービスを提供し暮らしを支援します ２）高齢者の交流の場や社会参加の場をつくります ３）障害者の暮らしと自立を支援します ４）障害者への理解を深めます ５）低所得者の自立を支援します
事業・活動の概要	● 一人暮らし高齢者などが増加する中、一人ひとりの実情を踏まえた福祉サービスの提供を行いました。 ● 老人クラブ活動へ支援を行い、高齢者の交流拡大を図りました。 ● 障害のある人に適切なサービスの提供を行いました。また、障害福祉の啓発に取り組み、住民の関心と理解を深めました。 ● 生活困窮者を支援するため、関係機関と連携した相談体制の整備を図り生活保護に至る前の段階での支援を実施しました。

主要政策	犯罪・災害・事故から住民を守ります
取組みの方向	１）災害時に備えた防災体制を整備し、防災意識を啓発します
事業・活動の概要	● 災害時における迅速な対応を行うため、避難行動要支援者の登録促進と個別支援計画の策定を行いました。

2　岡垣町社会福祉協議会における取組み

岡垣町社会福祉協議会では、平成 24 年３月に策定した第３次地域福祉活動計画に基づき、地域福祉の取組みを進めてきました。

基本目標	ひとづくり ～ふれあい、思いやりの意識を育む～
取組みの方向	１）福祉教育の充実 ２）地域人材の育成 ３）ボランティア活動の推進
事業・活動の概要	● 町内の小中学校や自治区、団体などと連携し、福祉に関する授業や福祉体験講座を実施しました。 ● 自分の暮らす地域に関心を持ち、地域での福祉活動に取り組むきっかけとなる講座を実施し、地域福祉に主体的に取り組む人材の育成に努めました。 ● 岡垣町ボランティア連絡協議会と協力し、福祉ボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、新たな福祉ボランティア団体の養成に取り組みました。 ● 住民意識の高揚を図ることを目的として「社会福祉協議会会長表彰」を行いました。

基本目標	地域づくり ～見守りあいや支えあいの関係を築く～
取組みの方向	１）セーフティネット※の推進・支援 ２）ふれあい交流活動の促進
事業・活動の概要	● 日頃から見守りや支えあいに取り組み、住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らすことができるよう、地域と事業者などが連携した「お互いさま命のネットワーク活動」の普及・啓発に取り組みました。 ● 住民同士のふれあいを通していつまでも元気でいきいきと暮らすことができるよう、各自治区において「ふれあいサロン活動」の普及・推進に努めました。 ● 関係団体と連携し、高齢者や障害のある人などを対象として、社会参加や交流を目的とした交流事業及び講座を実施しました。

基本目標	環境づくり ～福祉サービスを活かし、地域で自立して暮らす～
取組みの方向	１）総合的な福祉相談支援体制の整備 ２）在宅福祉サービスの充実 ３）広報・啓発活動の充実
事業・活動の概要	● 民生委員・児童委員による心配ごと相談（毎月１回）及び弁護士による法律相談（奇数月１回／偶数月２回）を実施するとともに、総合福祉相談窓口（毎月２回）を開設し、電話での相談にも随時対応しました。 ● 在宅での暮らしを支えるために「送迎サービス事業」や「福祉機器貸与事業」「配食サービス事業（町受託事業）」などを実施しました。 ● 福岡県社会福祉協議会からの受託により、判断能力が不十分な人の日常的な金銭管理などを支援する事業や、低所得者世帯などに対して資金の貸付けと必要な援助指導を行う事業を実施しました。 ● 事前に預託金を預かり、葬儀・家財処分などのサービスや定期的な見守り、入退院時の支援などを行う「ずっと安心プラン事業※」を開始しました。 ● 社協だより（年間８回）の町内全戸配布及びホームページの活用により、社会福祉協議会事業や地域福祉活動の普及・啓発に努めました。

基本目標	支援体制づくり ～協働と連携で地域を支える～
取組みの方向	１）行政、関係機関・団体との連携 ２）信頼される社会福祉協議会づくり
事業・活動の概要	● 行政との細かな連絡調整や会議の実施に努めるとともに、民生委員児童委員協議会の定例会への参加などを通して、関係機関や団体との連携に努めました。 ● 各種専門研修会への参加や全国の先進地視察などを行い、社会福祉協議会の役員体制及び事務局体制の強化を図りました。また、共同募金運動の推進などにより、活動財源の確保に努めました。

第３章　計画の基本的な考え方

1　地域福祉の課題

2　計画の基本理念

3　計画の基本目標

【１】地域福祉の課題

全国的に少子高齢化や人口減少が進む中、地域で課題を解決していくという地域力、互いに支えあい共生していけるような地域の福祉力は弱まりつつあると言われています。

岡垣町では国や県よりも早いペースで少子高齢化が進んでいます。また、地域活動の基盤である自治区加入率は低下傾向にあり、地域福祉活動の担い手であるボランティアも高齢化しています。特に、若い世代で自治区加入率が低くなっており、近所とのつきあいも「あいさつ程度」と希薄化が進んでいます。

住み慣れた地域で、安全で、安心して、いつまでも暮らしていくためには、地域における助けあいや支えあいを広めていくことが必要です。「お互いさま」で支えあえる仕組みづくりが求められているのです。

岡垣町の現状やアンケート調査結果の分析などから様々な課題が見えてきました。その中から出てくるキーワードとして、「知る」「結ぶ」「支えあう」の３つが挙げられます。

「知る」

身の回りの困りごとや、その解決のために何が必要とされているのかを、お互いに知ることが互助の出発点です。

各種調査結果などで共通した課題として「情報」が挙げられるなど、十分な情報発信や情報把握、情報の共有ができていないのが現状です。法人町民※として地域の福祉活動が期待される、町内にある福祉事業所の約６割に社会貢献活動の意向がありますが、住民の求める社会貢献活動との相違が生じています。

また、地域には、今まで存在しながら光があたらなかった知恵や人材、資源といった「宝」があります。福祉の分野に限らず、そのような「宝」に気づき、見つけるという視点も必要です。

お互いを「知る」ことができるよう、きめ細かな情報発信や情報の共有、「知りあう」機会や場が求められています。

「結ぶ」

岡垣町では、地域での助けあいや支えあいについて、自由に意見を交換しながらアイディアを出しあい、それらを具体的に実現するための「話し合いの場」が始まっています。

地域には福祉や教育、環境、農林水産業などいろいろな分野で集まる場があります。そういった場を多く見つけ、つながっていくことが重要です。

また、地域には、専門職のいる福祉関係の事業者の他にも、様々な分野の事業者があり、法人町民※としての活動が期待されています。特に、社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人は地域における公益的な取組みの実施が求められています。

人と人、人と資源、地域と事業所など、世代や分野を超えて、縁を「結ぶ」ことで、新たな取組みや、つながりが生まれてきます。

そのためには、「縁結び」のための場や人などのコーディネート機能の充実が求められています。

「支えあう」

地域福祉活動を行ううえで、活動に参加する人がいない、後継者不足など「ひと」に関する課題があります。地域のつながりが希薄化する中、地域に住む人たちが、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、『我が事』として参画することが求められています。

「お互いさま」で支えあい、助けあう心を育み、地域で活動する「お世話焼きさん」や、情報をつなぐ人材の育成を行う必要があります。

■ 地域福祉を取り巻く課題

お互いを「知り」、地域の人や資源が分野を超えて「結び」つき、

お互いさまの気持ちで「支えあう」仕組みづくりが求められています。

【２】計画の基本理念

住み慣れた地域で、安全で、安心して、いつまでも暮らしていくことは、多くの住民の願いです。岡垣町第５次総合計画においても、「住みたい・住み続けたい・みんなが輝く元気なまち　岡垣」を基本理念に、まちの将来像のひとつに地域のみんなが安全で安心して暮らすことができるまちを目指し、取組みを進めてきました。

私たちの暮らしの基盤は「地域」にあります。地域の絆、地域での人と人とのつながりや困ったときに助けあえる関係、支えあう仕組みづくりが重要となっています。

岡垣町では、「互助」のさらなる充実により、地域で課題を解決していく力や地域での支えあい・助けあいの力の底上げを目指します。

支え手側と受け手側に分かれるのではなく、みんなが互いに支えあいながら、自分らしく活躍できる地域を目指し、基本理念を「みんながつながる〝お互いさま〟の地域づくり」とします。

基本理念

みんながつながる

“お互いさま”の地域（まち）づくり

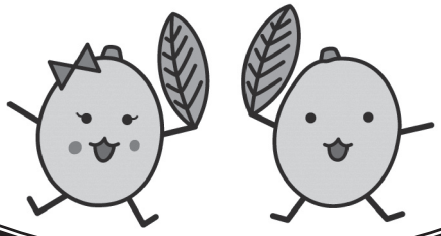

【３】計画の基本目標

計画の基本理念「みんながつながる〝お互いさま〟の地域（まち）づくり」を実現するために、次に掲げる４つの基本目標を設定しました。この基本目標を柱として、計画の体系を構築しています。

基本目標１	お互いに支えあう「つながり」づくり

私たちの暮らしの基盤は「地域」にあります。地域での人々のつながりや支えあい、生活課題の解決に向けた取組みが一人ひとりの暮らしを守り、豊かなものにしてくれます。

近所づきあいは、あいさつ程度と希薄化していますが、地域での支えあいや助けあいの必要性は増しています。

支えあいや助けあいを進めるためには、日頃から地域での交流を通じ、お互いを知り、「お互いさま」と言える関係づくりを進めていく必要があります。

地域の人たちが交流し、つながり、そして、支えあい、助けあうことができる仕組みづくりを進めます。

基本目標２	地域福祉を支える「ひと」づくり

地域福祉の主役は、地域の人たちです。子どもから高齢者まで、地域のすべての人たちが地域福祉の担い手としての自覚を持ち、「お互いさま」の心で支えあい、助けあうひとづくりを進めます。

また、地域の身近な支援者である民生委員・児童委員の活動を支援し、ボランティアや地域の「お世話焼きさん」など地域福祉を推進する人材育成を進めます。

基本目標３　地域でともに生きる「環境」づくり

すべての人が年齢や状況を問わず、その人のニーズに合った支援が受けられるよう、全世代・全対象型の地域包括支援体制づくりが求められています。

支援を必要とする人が、必要とするときに、適切なサービスを利用できるように、きめ細かな情報提供や相談支援体制を充実します。

併せて、ユニバーサルデザイン※を推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる環境の整備に努めます。

また、地域福祉を推進するため、地域の人たちが、地域の色々な場所で、様々な関わりを持ち、交流できるような地域福祉の拠点づくりを支援します。

基本目標４　誰もが安心して暮らせる「まち」づくり

災害は、ある日突然に起こるもので、日常の備えが欠かせません。災害発生時は地域のチカラ（互助）が重要です。災害時や緊急時に適切に対応できるよう、支援が必要な人の把握や地域での見守り体制を強化します。

関係機関と連携し、生活に困窮した人や制度の対象とならない制度の狭間にある人への支援を行います。

虐待防止に関する施策の推進や成年後見制度※の普及に努め、権利擁護※を必要とする人へ適切な支援を行います。

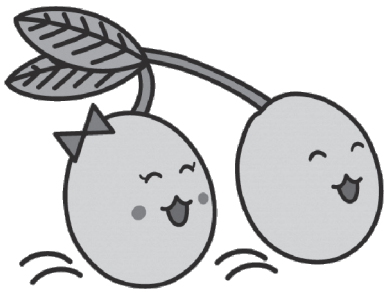

第４章　基本目標ごとの取組み

1　基本目標１　お互いに支えあう　つながりづくり

2　基本目標２　地域福祉を支える　ひとづくり

3　基本目標３　地域でともに生きる　環境づくり

4　基本目標４　誰もが安心して暮らせる　まちづくり

5　計画の体系

【基本目標１】お互いに支えあう つながりづくり

１　現状と課題

- 自治区を中心とした見守りネットワーク「小地域福祉ネットワーク」が、地域の事業者などを加え「お互いさま命のネットワーク」となり、重層的な見守り活動を支援しています。
- 自治区の加入率は、平成 27 年１月末現在で 85.5%となっています。他自治体と比べると高い率となっていますが、低下傾向にあります。特に若い人の加入率が低く、近所づきあいもあいさつ程度と希薄化しています。
- ふれあいサロンは、地域の交流の場の一つとなっていますが、参加者の固定化や世代間交流が行われていないなどの課題があります。
- 住民意識調査では、日常生活の問題解決の方法は、自助や互助、共助で、と考えている人が多く、助けあいの意識が高いことが分かります。
- 施設アンケート調査では、約６割の施設において地域での社会貢献活動が実施されていますが、住民が求める活動と施設側が考えている活動との間には相違が生じています。事業者と地域、行政が連携して取り組める仕組みづくりが課題となっています。
- みんなで考え、みんなでつくり、みんながつながる地域づくりを進めるため、平成 29 年５月から、「話し合いの場」を開催しています。
- 「お互いさま」という関係性をつくり、お互いを認めあいながら、それぞれの役割を果たす地域にするためには、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを行っていくことが求められています。

2　今後の取組み

（１）　お互いさま命のネットワークの強化

具体的な取組み

- お互いさま命のネットワークの推進
- 自治区の加入促進

本人や家族が取り組むこと

- 日頃から、隣近所でのあいさつや声かけをします。
- 自治区に加入し、見守り活動や地域行事に積極的に参加します。

地域が取り組むこと

- 自治区役員などと民生委員・児童委員が連携して地域での見守り活動に取り組みます。
- 自治区の活動を積極的に PR し、自治区への加入促進を図ります。

事業者が取り組むこと

- 地域に根差した事業者として、自治区と連携した取組みを進めます。
- 見守り協力機関となり、業務の中で見守り活動や安否確認に協力します。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- すべての自治区でのネットワーク活動を推進・支援し、緊急時には地域・行政と連携して迅速に対応します。
- 見守り協力機関の拡大を図り、さらに重層的な見守り体制づくりに努めます。

町（行政）が取り組むこと

- お互いさま命のネットワーク活動を支援し、地域の見守り支援体制を強化します。
- 自治区への加入を促進するため、転入者への加入案内や集合住宅への働きかけなどを行い、地域での互助機能を支援します。

コラム　見守り活動（お互いさま命のネットワーク）

自治区での見守り活動や声かけ、支えあいを基盤として、見守り協力機関（協定を結んだ民間事業者など）が業務の中で気づいた情報を共有するなど、重層的な見守り体制の構築を目指した取組みです。住民同士の地道な取組みが、日々の暮らしに安心感を生んでいます。

▲温かい声かけが、安心感を生む

（２） ふれあい交流活動の充実

具体的な取組み
- ふれあいサロンの推進
- ふれあい交流事業の充実
- 世代間交流の充実

本人や家族が取り組むこと

- 自治区で開催されるふれあいサロンなどの地域福祉活動に参加し、積極的に協力します。
- 子ども会や老人クラブなど地域の交流の場に積極的に参加します。

地域が取り組むこと

- 地域の人が気軽に集まれる居場所として、ふれあいサロンの利用を促進します。
- 世代間交流などの機会をつくり、多くの人の参加を呼びかけます。

事業者が取り組むこと

- ふれあいサロンなどの地域活動に、事業者の場所や人材、資機材などを提供します。
- 地域の一員として、地域と事業者がお互いに理解や交流を深めるための機会をつくります。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 住民同士の交流や居場所づくり、健康づくり・介護予防などを目的とした「ふれあいサロン活動」を推進・支援します。
- 障害のある人の交流事業を見直し、様々な立場の人がさらに広い範囲で交流できる事業に取り組みます。

町（行政）が取り組むこと

- 社会福祉協議会と連携し、ふれあいサロン活動を支援します。
- 子どもから大人まで多世代による交流活動を支援します。

コラム　ふれあいサロン活動

ふれあいサロン活動は、自治区を単位として、高齢者などが気軽に公民館などに集まり、健康チェックやレクリエーションなどを通した「楽しく集まれる場」「ふれあい交流の場」「仲間づくりの場」を目的とした活動です。対象者は高齢者に限らず、子ども会との世代間交流を目的とした取組みも増えています。

▲地域の居場所は世代間交流の場にも

（３） 地域の多様な支えあいの促進

具体的な取組み

- 地域コミュニティ活動の推進
- 生活支援体制の構築
- 地域での健康づくり・介護予防活動の推進
- 分野を超えた連携の推進

本人や家族が取り組むこと

- 日頃から地域活動に積極的に関心を持ち、自分にできる範囲で地域に貢献します。
- 規則正しい生活や適度な運動を行い、健康な毎日を送ることを心がけます。

地域が取り組むこと

- 互いに理解しあい、地域の困りごとについて、まずは地域で解決できる方法を考え、協力します。
- 有償ボランティアやコミュニティビジネス※を活用した手法により、地域の抱える課題の解決に向けた取組みを検討します。
- 地域の公民館で、様々な事業を行い、介護予防や健康づくりにつながる機会をつくります。

事業者が取り組むこと

- 地域活動に対して、場所や人材、資機材などでの協力とともに、従業員も積極的に参加します。
- 事業者同士や事業者と地域など、分野を超えた連携を検討します。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 住民主体の助けあいや、地域と事業者の連携など、公的サービスでは困難な助けあいを推進・支援します。
- 本人、地域、事業者をつなぐ生活支援コーディネーターとしての役割を担います。
- 町内の社会福祉法人などとのネットワークを構築します。

町（行政）が取り組むこと

- 地域のコミュニティ活動を中心とした住民自治を促進します。
- 「話し合いの場」などを活用し、生活支援体制を構築するための仕組みづくりを進めます。
- 健康寿命を延ばすため、地域の身近な場所での健康づくり・介護予防活動を推進します。
- 農業と福祉、産業と福祉など、関係する分野の橋渡しに積極的に取り組みます。

コラム　話し合いの場

「みんなで考え、みんなでつくり、みんながつながる地域づくり」をテーマに、地域での助けあいや支えあいについて自由に意見を交換しながらアイデアを出しあい、それらを具体的に実現するための場です。地域と事業者が同じ机を囲んで地域の課題を共有し、新たな助けあいに取り組んでいます。

▲地域と事業者が同じ机を囲み、考える

3　評価指標と目標

評価指標	現状	目標
	2016 年度	2023 年度
お互いさま命のネットワーク活動における「見守り協力機関」の事業者数	28 機関	55 機関
ふれあいサロン実施回数（１自治区あたりの平均）	7.3 回	10 回
自治区加入率	（注）85.5%	85.5%
【住民意識調査】ご近所づきあいの程度について「困ったときに助けあえる人がいる」人の割合	22.8%	30.0%

（注）平成 27 年１月末現在

【基本目標２】地域福祉を支える ひとづくり

１　現状と課題

- 学校と地域住民などが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクール※を全国でも早くからすべての小中学校に設置し、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めています。
- 他人への思いやりや優しい心を育むことを目的として、町内の小中学校と連携し、福祉に関する授業や福祉体験講座を実施しています。
- 認知症を正しく理解し、本人や家族を地域であたたかく見守り、支えるため、認知症サポーター※の養成を行っています。
- 障害のある人や障害に対する住民の認識や理解を深めるため、啓発や広報活動を行っていますが、差別や偏見は解消されておらず、十分とは言えない状況です。
- 少子高齢化が進む中、地域における支えあいの必要性は高まっていますが、地域の世話役となる人材不足が課題となっています。
- 福祉大学や公民館講座などで継続的に人材育成の取組みを行ってきましたが、ボランティアの高齢化や後継者不足などが課題となっています。
- 住民アンケート調査では、約６割の人にボランティアへの参加の経験や意向がありますが、現在、ボランティア活動をしている人は約１割強となっています。
- 元気なシニア世代の活躍が注目されており、新たな地域福祉の担い手として期待されています。
- 平成 25 年４月に地域交流センター内にボランティアセンターを設置し、ボランティア団体や個人への支援を行っていますが、十分にコーディネート機能が果たされていない状況です。
- 住民と行政の協働を推進することを大きな目的とし、ボランティア活動を始める「きっかけ」づくり、また継続的に活動されている人への感謝の気持ちを町から還元するための仕組みとして、平成 28 年 10 月から福祉ボランティアポイント制度を実施しています。
- 今後も、住民福祉を醸成する取組みを継続的に実施するとともに、一人でも多くの住民がボランティア活動に積極的に参加できる環境づくりに取り組む必要があります。
- 地域活動のリーダー及びコーディネートする人材の育成が求められています。

2　今後の取組み

（１）福祉のこころを育む意識の醸成と啓発

具体的な取組み
- 地域と学校の連携体制の推進
- 福祉教育の推進
- 認知症への理解の促進
- 障害のある人への差別解消の推進

本人や家族が取り組むこと

- 福祉に関する学習会や講座に積極的に参加します。
- 高齢者や障害のある人のことを正しく理解し、積極的に手助けします。

地域が取り組むこと

- 地域と学校が連携、協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えます。
- すべての人に地域行事への参加を呼びかけ、出会いを通して、互いに理解できる関係づくりに努めます。
- ふれあいサロンなどを活用し、地域で福祉について学ぶ機会をつくります。

事業者が取り組むこと

- 学校での福祉教育や地域での学びの機会づくりに協力し、福祉意識の醸成を支援します。
- 障害のある人への合理的配慮※に努めます。地域で福祉について学ぶ機会をつくります。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 学校や地域と連携し、子どもたちから大人まで対象に応じた福祉教育を実施します。
- 認知症サポーター※養成講座を推進し、正しい理解を広めます。

町（行政）が取り組むこと

- 学校、家庭、地域が連携し、地域の子は地域で育てることを基本とした学校運営を推進します。
- 認知症や障害のある人への正しい理解が得られるよう、地域に向けた啓発活動を行います。
- 障害者差別解消条例の制定について検討を行います。

コラム　福祉教育

子どもの頃から、福祉の心を育むことを目的に、学校と社会福祉協議会が連携して行っています。車いす体験や高齢者疑似体験をはじめ、中学校では「認知症サポーター養成講座」を開催するなど、幅広く展開しています。

▲福祉を学ぶきっかけに

コラム　認知症カフェ（オレンジカフェ）

認知症の人とその家族・地域住民・専門職など、誰もが気軽に集まれる地域の集いの場です。身近な所で認知症にふれるきっかけとして、地域で広がりを見せています。

▲気軽に集える場所で認知症にふれる

（２） 地域活動を支える担い手の育成

具体的な取組み

- 民生委員・児童委員の活動への支援
- 地域福祉活動を担う人材の育成

本人や家族が取り組むこと

- 自治区での活動や民生委員・児童委員の活動に理解を深め、その活動に協力します。
- 自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域福祉を学ぶ機会や実際の活動に積極的に参加します。

地域が取り組むこと

- 自治区と民生委員・児童委員の連携を強化し、見守りや支えあいの活動を行います。
- 自分たちが暮らしたい地域を考え、住民が助けあいに参加しやすい情報提供や雰囲気づくりに努めます。

事業者が取り組むこと

- 社会福祉法人の地域における公益的な活動を推進します。
- 地域で活動する人材の育成のため、専門的な知識や技能を活かし、支援します。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 民生委員児童委員協議会の事務局として、各委員との連携を深め、その取組みを支援します。
- 地域福祉に関する研修会や講座を開催し、人材育成に取り組みます。

町（行政）が取り組むこと

- 地域福祉の推進役である民生委員・児童委員の活動を支援します。
- 各種講座などを行い、地域福祉活動を担う人材やコーディネート人材などの育成を行います。

コラム　民生委員・児童委員

各自治区に１～５人いる民生委員・児童委員は、岡垣町民生委員児童委員協議会に所属し、高齢者や障害のある人の見守り活動、子どもたちへの声かけなどを行っています。また、生活上の悩みなどについて地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする人と行政や関係機関をつなぐパイプ役を担っています。

▲地道な活動が信頼関係に

（３） ボランティア活動の推進

具体的な取組み

- ボランティアの育成、支援
- ボランティアセンターの充実
- ボランティアポイント制度の推進

本人や家族が取り組むこと

- ボランティア活動に興味を持ち、できることから、できる範囲で、積極的に参加します。
- ボランティアに関する講座や研修会などに積極的に参加します。

地域が取り組むこと

- 地域の中で、ボランティアに関する情報を積極的に伝え、参加できる機会を増やします。
- 地域で活動するボランティア団体間で連携します。

事業者が取り組むこと

- 従業員がボランティア活動に参加しやすい職場環境をつくります。
- 人材やノウハウなどを提供し、ボランティアの育成を支援します。
- 福祉ボランティアポイント制度の受入機関に登録し、ボランティアを積極的に受け入れ、活動場所を提供します。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域ニーズに基づき、必要な機能型ボランティアを養成し、その取組みを支援します。
- 福祉ボランティアポイント制度の登録者、受入機関ともに、さらにボランティアの輪が拡がるよう、周知、啓発を図ります。

町（行政）が取り組むこと

- ボランティアセンターでは、ボランティアに関する情報を発信し、新たなボランティアの育成やボランティアに参加しやすい環境づくりを進めます。
- 総合ボランティアポイント制度について検討します。

コラム　福祉ボランティアポイント制度

町や社会福祉協議会が催す事業や町内の福祉施設でボランティア活動を行うと、活動時間に応じてポイントを受け取ることができ、そのポイントを商品券や町の特産品と交換できる制度です。子どもから大人まで500人以上が登録しています。

▲ボランティア活動への感謝の気持ちを込めて

3　評価指標と目標

評価指標	現状	目標
	2016 年度	2023 年度
福祉ボランティア団体の会員数	723 人	800 人
認知症サポーター※数	1,531 人	3,600 人
【住民意識調査】隣近所で困っている人がいるときの対応で「積極的に手助けをする」「頼まれたら可能な範囲で手助けをする」人の割合	60.0%	66.0%
【住民意識調査】ボランティア活動について「現在、参加している」人の割合	13.5%	33.0%

【基本目標３】地域でともに生きる 環境づくり

１　現状と課題

- 平成 24 年度に地域包括支援センターが町に設置され、地域包括ケアシステム※の構築に向け、中核的な役割を担っています。
- 各中学校区にある高齢者・障害者相談センターが、高齢者や障害のある人、その家族などからの幅広い相談に対応しています。
- 住民意識調査では困ったときの相談相手は家族・親族がほとんどを占めています。相談先が分からない、相談する人がいないと回答した人もおり、福祉に関する相談窓口の浸透不足が課題となっています。
- 核家族化や地域のつながりの希薄化により、家庭や地域の支援力が低下する中、分野ごとの制度だけでは対応が難しい複合的な課題を抱える世帯が増加しています。制度の対象とならず制度の狭間にある人への対策も求められています。
- 広報おかがきなどを通して、情報発信に努めてきましたが、住民意識調査では約４割の人が必要な福祉サービスの情報を入手できていないと回答しています。情報把握や情報提供が十分に行われていないことが課題となっています。
- 社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な組織ですが、住民意識調査では、「よく知っている」と回答した人は２割足らずで、役割や活動内容が十分に認知されていない状況です。
- 共同募金は、全国的に募金額が減少する中、岡垣町では目標額を上回る寄付が寄せられています。地域福祉を支える貴重な財源の一つとして、地域からの募金を安定的に確保する工夫が必要です。
- 町内には空き家になる可能性が高い家屋が約 400 戸あります。地域の活動拠点として活用できるか検討する必要があります。
- 高齢化の進行に伴い、交通死亡事故に占める高齢運転者の割合は上昇している状況です。運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保などが求められています。
- それぞれの地域の特性を活かし、地域の福祉課題の解決を図っていくためには、地域の身近な課題や支援を必要としている人を見つけ、活用すべき地域資源や社会資源を見つけるという視点も必要です。

2　今後の取組み

（１）　きめ細かな情報提供と相談支援体制の充実

具体的な取組み
- 相談支援体制の充実
- 広報広聴機能の強化

本人や家族が取り組むこと

- 困りごとを抱え込まず「助けられ上手」になるとともに、逆の立場で相談相手にもなります。
- 日頃から、町や社会福祉協議会、事業者などが発信している福祉に関する情報の収集に努めます。

地域が取り組むこと

- 住民の困りごとや悩みごとに耳を傾け、地域でできること・できないことを整理して関係機関につなぎます。
- 地域情報伝達無線システム「でんたつくん」や回覧板を利用して、地域の住民に情報が伝わるよう工夫します。

事業者が取り組むこと

- 住民の福祉課題の相談に応じ、複数の課題を抱える人については関係機関と連携して支援します。
- 福祉サービスの情報を広く地域に発信します。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 総合福祉相談窓口を中心に、他職種・他機関と連携して困りごとの解決を図ります。
- 全国の先進事例や町内での優れた取組みを把握し、社協だよりやホームページを活用した情報発信に努めます。

町（行政）が取り組むこと

- 年齢にかかわらず、すべての人を対象とした包括的な相談支援体制の構築を検討します。
- 広報おかがきやホームページ、地域情報伝達無線システム「でんたつくん」など様々な媒体を活用し、情報を積極的に発信します。
- インフォーマルサービス※を含めた地域資源や社会資源を見つけるという視点を持ち、必要な情報の収集に努めます。

（２） 福祉サービスの充実と基盤の整備

具体的な取組み

- いこいの里の運営
- 地域福祉を支える財源などの確保
- 各種福祉関連計画に掲げたサービスの提供

本人や家族が取り組むこと

- 共同募金運動などに積極的に協力します。
  適切なサービスを利用することができるよう、福祉に関する情報を集め、必要なサービスを選択します。

地域が取り組むこと

- 公的なサービスで対応できないことを、地域の支えあいや助けあいでできることに取り組みます。

事業者が取り組むこと

- 共同募金運動などに積極的に協力します。
- 従業員の研修やサービス評価の実施などにより、サービスの質の向上を図ります。

コラム　共同募金

赤い羽根が目印の共同募金は、自治区の協力による戸別募金をはじめ、法人募金や街頭募金などで成り立っています。寄せられた募金の約８割が町の地域福祉活動に、残りは県内の福祉施設や災害等準備金などに活用されます。

【共同募金の活用例】

- 中学生ヘルメット購入補助
- 特別支援学級補助
- 送迎サービス事業
- 母子寡婦福祉会活動補助
- 社協だより発行　など

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 共同募金運動を推進し、地域福祉のために積極的に活用します。
- 従来の分野では対応できない地域の問題や、制度の狭間にある複雑な課題に対し、地域での有償サービスなどを含めた福祉サービスの開発に努めます。

町（行政）が取り組むこと

- 町の保健福祉の拠点施設である、いこいの里が幅広く利用できるよう、効果的・効率的な運営を行います。
- 国などの補助事業などを活用し、地域福祉を推進するための財源確保に努めます。
- 各個別計画（高齢者福祉計画、障害のある人のための基本計画、障害のある人のための福祉計画、障害のある児童のための福祉計画、エンゼルプラン、子ども・子育て支援事業計画）に基づき、福祉サービスの充実に努めます。

コラム　配食サービス事業

配食サービス事業は、高齢や障害などにより、調理や買い物が困難な方を対象に、週５回（火～土曜）１食 300 円で夕食のお弁当を届ける事業です。事業の運営において、お弁当の調理をはじめ、お弁当に添える挿絵、自宅などへの配達それぞれにボランティア団体が活躍していることが大きな特徴です。

▲３つのボランティアが事業を支える

（３） 人にやさしい生活環境づくり

具体的な取組み

- 地域福祉の活動拠点づくり
- 移動手段の確保
- ユニバーサルデザイン※の推進と啓発

本人や家族が取り組むこと

- 積極的に公共交通機関を利用します。
- 杖や車椅子を利用する人などの移動の妨げになる違法駐車や駐輪をしないよう心がけます。

地域が取り組むこと

- 自治公民館や空き家、事業者などを活用した交流拠点づくりに取り組み、活発な地域活動を行います。
- 移動が困難な人に対して、「ついでに買い物」など、地域での助けあいに取り組みます。

事業者が取り組むこと

- 移動手段の確保など地域課題の解決に向け、場所や車両の提供などの地域貢献活動に取り組みます。
- サービス利用者が安全に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザイン※の視点で助言などを行います。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 自治公民館や空き家などを活用した「居場所づくり」を積極的に支援します。
- 地域での有償サービスや、地域と事業者の連携による新たな移動支援サービスの取組みを検討し、支援します。

町（行政）が取り組むこと

- 自治公民館活動を支援するとともに、空き家などを活用した地域の交流拠点づくりを支援します。
- 公共交通機関の利用促進を図り、その他の移動手段の確保について検討を行います。
- 子どもから大人まで誰もが安心して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザイン※のまちづくりを推進します。

3　評価指標と目標

評価指標	現状	目標
	2016 年度	2023 年度
いこいの里利用者数	108,843 人	115,000 人
【住民意識調査】 必要な福祉サービスの情報を 「十分入手できている」 「ある程度入手できている」人の割合	42.0%	50.0%
【住民意識調査】 社会福祉協議会について 「よく知っている」人の割合	18.9%	25.0%
【施設アンケート調査】 社会（地域）貢献活動を行っている事業所の割合	56.6%	66.0%

【基本目標４】誰もが安心して暮らせる まちづくり

１　現状と課題

- 平成 27 年３月に避難行動要支援者避難支援プラン全体計画をつくり、災害時に自力で避難することが難しいと思われる人の支援に努めてきました。しかし、住民意識調査では制度の認知度は１割未満にとどまっており、制度が浸透していないことが課題となっています。
- 施設アンケート調査結果では、被災者の受入や人材の派遣など施設側に協力の意向があることが分かります。町の考え方を整理し、福祉避難所の指定も含め、災害時における協力の仕組みづくりに向け協議をしていく必要があります。
- 県の自立相談支援機関と連携し､生活困窮者の自立に向けた支援を行っています。町は住民に最も身近な自治体として、生活困窮者の早期把握と自立相談支援機関への適切な「つなぎ」の役割が期待されています。
- 社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付事業などの生活困窮者支援を行っていますが、複合的な課題を抱えている場合も多く、多職種・他機関、地域との連携が求められています。
- ひとり暮らし高齢者や所得の低い世帯などは、賃貸住宅への入居を希望しても、孤独死や家賃滞納のリスクなどから入居を断られるケースが見受けられます。
- 平成 28 年 12 月に､「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、再犯防止に向けた取組みが求められています。
- 高齢化に伴い、認知症高齢者などの増加が見込まれ、成年後見の担い手として、市民後見人※の養成や法人後見などを検討する必要があります。
- 平成 28 年５月に､「成年後見制度※利用促進法」が施行され、各自治体に同法に基づく利用促進計画の策定が努力義務化されました。今後、町としての対応を検討していく必要があります。
- 社会福祉協議会では、認知症などで判断能力が不十分な人の金銭管理などを支援する日常生活自立支援事業※を実施しており、利用者が年々増えている状況です。
- 子どもや高齢者、障害のある人への虐待やＤＶ※などが大きな社会問題となっています。虐待は問題が複雑かつ多様化しており、早期に発見し、対応できるように関係機関などとの連携を強化する必要があります。

2　今後の取組み

（１）災害時・緊急時の助けあいの仕組みづくり

具体的な取組み

- 避難行動要支援者支援体制の確立
- 自主防災組織※の育成
- 災害ボランティアセンターの設置
- 福祉避難所の整備

本人や家族が取り組むこと

- 災害時の避難などに不安を感じたら避難行動要支援者制度※に登録し、元気なうちは支援員として協力します。
- 災害に備え、食料などの備蓄や避難場所の確認などに努め、地域の防災訓練などに積極的に参加します。

地域が取り組むこと

- 災害時に支援が必要な人を把握し、避難行動要支援者制度※の支援員の調整を行います。
- 自主防災組織※をつくり、防災訓練などを行います。
- 避難所などでは、高齢者や障害のある人など、誰もが安心して過ごすことができるよう、それぞれの特性に配慮します。

事業者が取り組むこと

- 災害に備え、食料などの備蓄の確保や避難訓練などを行います。
- 地域の防災訓練に参加するなど、地域での助けあい活動に協力します。
- 福祉施設は、その機能を活かして福祉避難所の開設や人材の派遣、資機材の提供に協力します。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 町と連携して災害ボランティアセンターの設置や運営訓練を実施するとともに、他市町村社会福祉協議会との広域的な連携を図ります。
- 福祉的な配慮が必要な場合は福祉避難所を設置し、適切に運営します。

町（行政）が取り組むこと

- 避難行動要支援者制度※の周知を行い、避難支援が必要な人の登録と支援体制の整備を進めます。
- 住民の防災意識を高め、地域の自主的な防災組織の設立を支援します。
- 福祉事業者などの協力のもと、災害時に配慮が必要な人のための福祉避難所の充実を図ります。

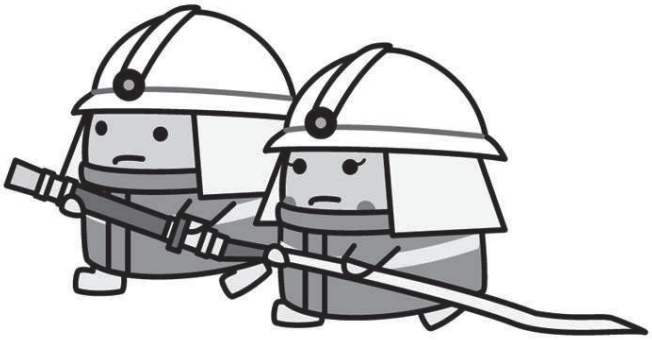

（２） 自立を支えるための支援

具体的な取組み

- 生活に困窮した人の自立支援
- 更生保護活動の支援

本人や家族が取り組むこと

- 生活に困ったら、困窮する前に、早めに相談します。
- 更生保護募金に協力します。

地域が取り組むこと

- 日頃の見守り活動などを通じて生活に困窮している人の発見に努め、関係機関につなぎます。
- 母子寡婦福祉会が行っている学習支援事業を継続して実施します。

事業者が取り組むこと

- 関係機関や地域などと連携し、生活困窮者支援のネットワークづくりへの参加に努めます。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- ふくおかライフレスキュー事業※に参加し、生活困窮者の自立を支援するネットワークをつくります。
- 福岡県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業を通じて、生活困窮の社会的、経済的自立を支援できるよう努めます。

町（行政）が取り組むこと

- 自立相談支援事業所などと連携し、生活困窮者の早期発見や適切な支援につなぐことができるよう、関係機関のネットワークづくりに努めます。
- 生活に困窮する人などへの住宅の確保に向けた支援を検討します。
- ひとり親家庭の学習支援事業などを行っている母子寡婦福祉会の活動を支援します。
- 再犯防止に向け、保護司の活動を支援するとともに、社会を明るくする運動を推進します。
- 再犯防止推進計画の策定について、検討します。

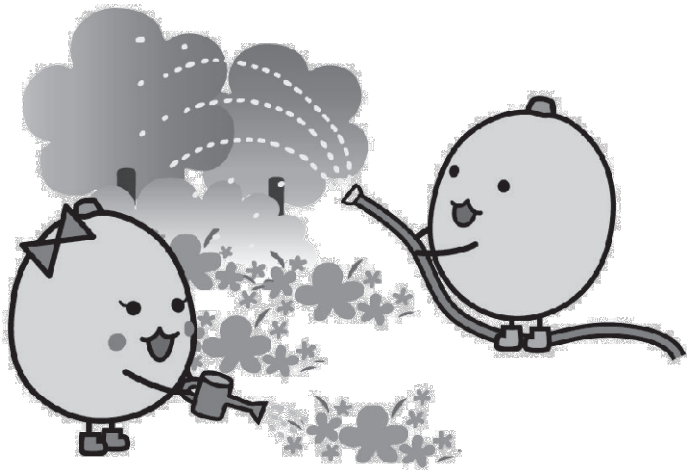

（３） 権利擁護※を必要とする人への支援

具体的な取組み

- 成年後見制度※の普及と利用促進
- 金銭管理に不安を抱える人への支援
- 死後事務の支援
- 虐待や DV※被害の防止対策

本人や家族が取り組むこと

- 金銭管理や死後のことに不安を感じたら、社会福祉協議会などの関係機関に相談します。
- 虐待やＤＶ※の被害を受けているのではと気づいたら、すぐに相談や通告を行います。

地域が取り組むこと

- 地域で高齢者や障害のある人、子どもなどを見守り、虐待が疑われるなど異変に気づいたら、民生委員・児童委員や関係機関などに相談します。

事業者が取り組むこと

- 金銭管理などに不安を感じる利用者がいたら、成年後見制度※などの活用につなぎます。
- 施設や訪問先における虐待防止に向けた取組みの徹底を図ります。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 身寄りのない高齢者などの権利擁護※のため、法人後見事業に取り組むことについて検討を行います。
- 福岡県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業※を通して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行います。
- ずっと安心プラン事業※（葬儀・納骨・残存家財処分などの死後事務委任）の充実に努めます。

町（行政）が取り組むこと

- 成年後見制度※の普及・啓発を図り、利用促進計画の策定を検討します。
- 庁内の連携体制を強化し、関係機関と連携した権利擁護※に努めます。
- 地域や関係機関と連携し、虐待の防止や早期発見、早期解決に取り組みます。

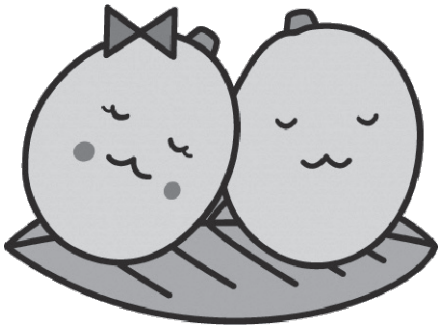

3　評価指標と目標

評価指標	現状	目標
	2016 年度	2023 年度
自立相談支援事務所の相談件数	50 件	80 件
避難行動要支援者制度※登録者のうち、支援員がいる人の割合	39.3%	50.0%
福祉避難所数	１箇所	６箇所
【住民意識調査】防災に対する取組みについて、「最寄りの避難場所と安全な避難経路を把握している」人の割合	63.1%	80.0%

計画の体系

基本理念	基本目標	主な施策	具体的な取組み
みんながつながる〝お互いさま〟の地域づくり	お互いに支えあうつながりづくり	お互いさま命のネットワークの強化	お互いさま命のネットワークの推進 自治区の加入促進
		ふれあい交流活動の充実	ふれあいサロンの推進 ふれあい交流事業の充実 世代間交流の充実
		地域の多様な支えあいの促進	地域コミュニティ活動の推進 生活支援体制の構築 地域での健康づくり・介護予防活動の推進 分野を超えた連携の推進
	地域福祉を支えるひとづくり	福祉のこころを育む意識の醸成と啓発	地域と学校の連携体制の推進 福祉教育の推進 認知症への理解の促進 障害のある人への差別解消の推進
		地域活動を支える担い手の育成	民生委員・児童委員の活動への支援 地域福祉活動を担う人材の育成
		ボランティア活動の推進	ボランティアの育成、支援 ボランティアセンターの充実 ボランティアポイント制度の推進
	地域でともに生きる環境づくり	きめ細かな情報提供と相談支援体制の充実	相談支援体制の充実 広報広聴機能の強化
		福祉サービスの充実と基盤の整備	いこいの里の運営 地域福祉を支える財源などの確保 各種福祉関連計画に掲げたサービスの提供
		人にやさしい生活環境づくり	地域福祉の活動拠点づくり 移動手段の確保 ユニバーサルデザインの推進と啓発
	誰もが安心して暮らせるまちづくり	災害時・緊急時の助けあいの仕組みづくり	避難行動要支援者支援体制の確立 自主防災組織の育成 災害ボランティアセンターの設置 福祉避難所の整備
		自立を支えるための支援	生活に困窮した人の自立支援 更生保護活動の支援
		権利擁護を必要とする人への支援	成年後見制度の普及と利用促進 金銭管理に不安を抱える人への支援 死後事務の支援 虐待やＤＶ被害の防止対策

第５章　計画の推進

1　支えあうための地域の範囲

2　住民及び関係機関などとの連携・協働

3　計画の進捗管理

【１】支えあうための地域の範囲

地域には、近所で生活する住民でなければ気付くことが難しい生活課題や、地域の団体が主体となって取り組むことが適切な課題、また、行政が主体となって対応するべき課題など、様々な課題があります。

本人・家族、隣近所、自治区、小中学校区、町全域での地域福祉活動を効果的に取り組むためには、以下のことが大切です。

○ 各圏域内でコミュニケーションが成り立っていること

○ 各圏域間が重層的に連携していること

地域の中で、目的や地域課題に応じて、重層的に取り組むことで、お互いにつながり、支えあい、地域課題の解決を図っていきます。

【図２７】支えあうための地域の範囲

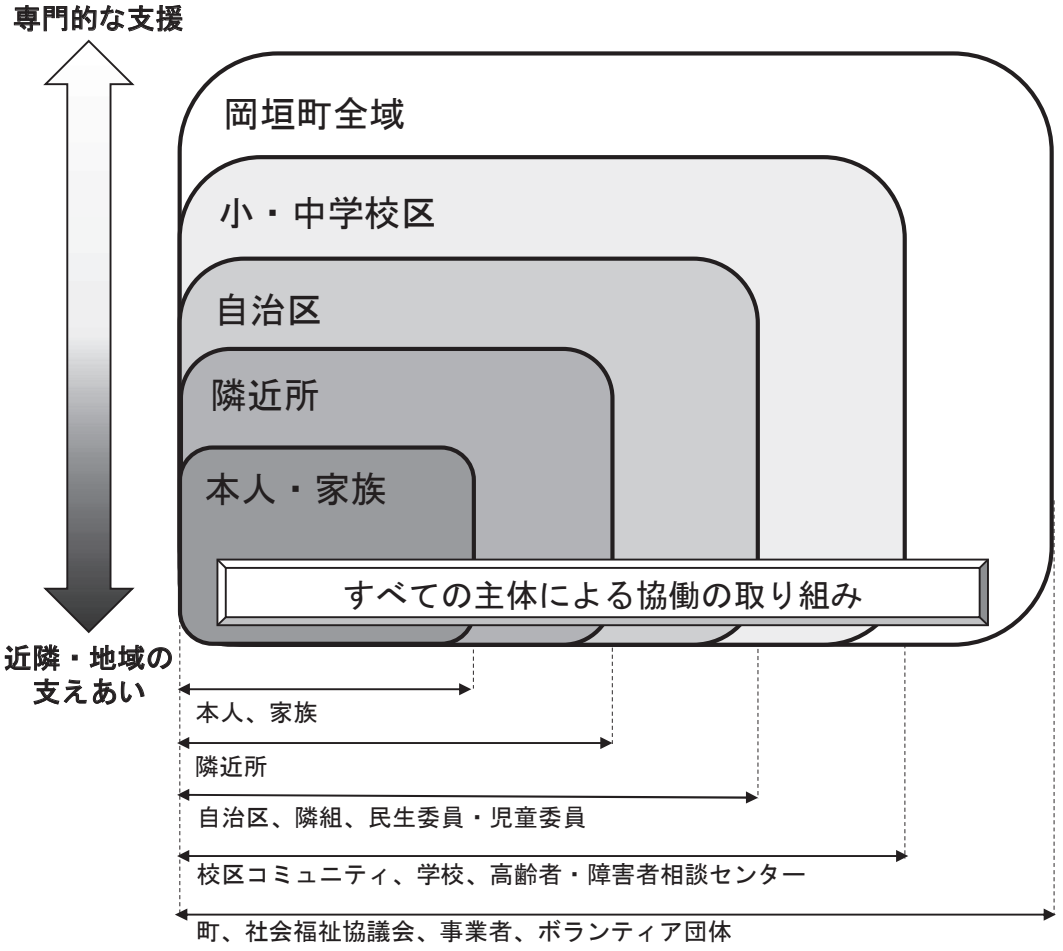

【２】住民及び関係機関などとの連携・協働

地域福祉活動の主役は、地域に生活している町民一人ひとりです。

住みなれた地域で支えあい、助けあえる地域社会を実現させていくためには、地域の様々な関係者（住民、自治区、民生委員・児童委員、ボランティア、事業者、行政など）が、地域福祉の担い手となり、それぞれに期待される役割を果たすことで、連携・協働して計画を推進します。

１　庁内の推進体制

地域福祉に関わる施策分野は、福祉のみならず、防災、教育、交通、住宅、まちづくりなど多岐にわたっています。総合的かつ横断的な取組みが求められることから、庁内関係各課が情報を共有し、連携を図りながら、施策を推進します。

また、計画の推進にあたっては、町の財政状況を考慮しながら進めていきます。

２　社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中核的な存在であり、今後も引き続き、連携を強化していきます。

【３】計画の進捗管理

本計画に基づく地域福祉の取組みを効果的かつ継続的に推進していくため、ＰＤＣＡサイクルによる進捗管理を行います。また、「地域福祉推進委員会」にて、進捗状況の評価や検証を行い、必要に応じて、改善や見直しを行います。

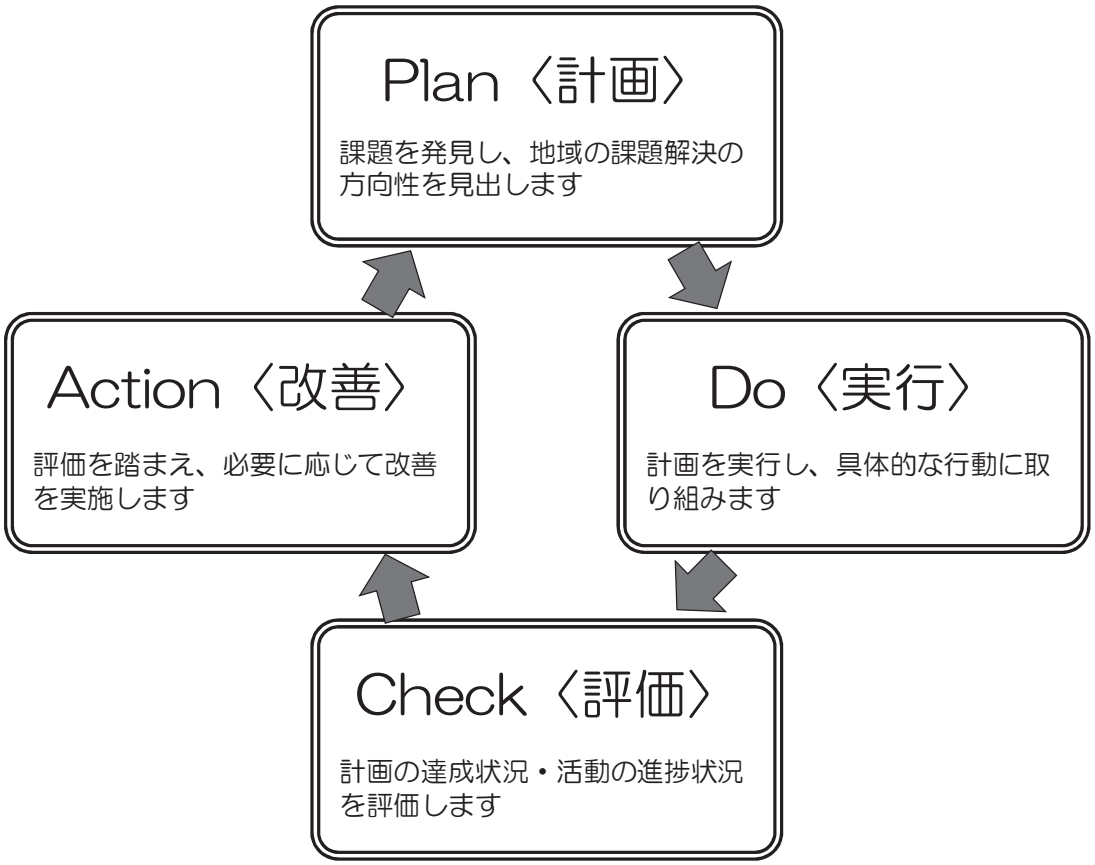

資　料　編

1 計画策定の経過
2 岡垣町地域福祉計画推進委員会委員名簿
3 諮問・答申
4 地域資源マップ
5 用語解説

【１】計画策定の経過

年月日	会議など	主な内容
平成 28 年 8月 18 日	第１回　検討委員会	１　地域福祉計画の策定 ２　計画策定までのスケジュール ３　住民ワークショップ
9月　1日	第１回　推進委員会	１　委員長・副委員長の選出 ２　「岡垣町地域福祉計画」諮問 ３　岡垣町地域福祉計画の策定 ①岡垣町地域福祉計画策定方針 ②計画策定の推進体制 ③計画策定スケジュール
10 月　6日	第２回　検討委員会	１　アンケート調査 ①住民アンケート調査（案） ②団体アンケート調査（案） ③施設アンケート調査（案） ２　住民ワークショップ ①住民ワークショップ実施概要（案）
10 月 21 日	第２回　推進委員会	
11 月 11 日 ～ 平成 29 月 1月　4日	団体アンケート調査	
	施設アンケート調査	
11 月 18 日 ～ 平成 29 月 1月　4日	住民意識調査	
平成 29 年 2月　2日	第３回　検討委員会	１　アンケート調査 ①住民意識調査結果概要 ②団体アンケート調査結果概要 ③施設アンケート調査結果概要 ２　住民ワークショップ ①住民ワークショップの概要 ②ワークショップ・シンポジウム（案） ③ワールドカフェとは
2月 14 日	第３回　推進委員会	
2月 18 日	第１回 住民ワークショップ	テーマ：知りあおう、つながろう ・おかがきクイズ ・グループワーク「助けあいの現状」
3月　4日	第２回 住民ワークショップ	テーマ：考えよう、見つけよう ・みんなで話しあう 10 のテーマ ・ワールドカフェ
3月 18 日	シンポジウム 「きんしゃい！岡垣井戸端会議」	・住民ワークショップの成果報告 ・パネルディスカッション 「みんなでつくろう 地域の輪」

年月日	会議など	主な内容
4月26日	社会福祉法人との意見交換会	・地域貢献活動 ・災害時の支援 ・福祉ボランティアポイント制度
6月28日	第4回　検討委員会	1　各種調査などの結果 ①住民意識調査結果 ②団体アンケート調査結果 ③施設アンケート調査結果 ④住民ワークショップの実施結果 ⑤社会福祉法人へのヒアリング結果 2　基礎調査から想定される主要課題 3　骨子（案）
7月11日	第4回　推進委員会	
8月24日	第5回　検討委員会	1　地域福祉計画の素案
9月　1日	第5回　推進委員会	
11月16日	第6回　検討委員会	1　地域福祉計画の素案 2　パブリックコメント※の実施
11月20日	第6回　推進委員会	
12月13日～12月26日	パブリックコメント※	
平成30年1月11日	第7回　検討委員会	1　地域福祉計画の素案 2　パブリックコメント※の結果
1月23日	第7回　推進委員会	
2月　9日	第8回　検討委員会	1　地域福祉計画の素案
2月20日	第8回　推進委員会	答申

【２】岡垣町地域福祉計画推進委員会委員名簿

	氏　名	区分	団体名など	備　考
1	小川　全夫	学識経験を有する者	大学教授	委員長
2	川口　浩樹 ～平成29年3月31日		福岡県保健福祉環境事務所	
	田代　恵子 平成29年4月1日～		福岡県自立相談支援事務所	
3	小八重　勝利 ～平成29年3月31日	社会福祉協議会の代表	岡垣町社会福祉協議会	副委員長
	山田　敬二 平成29年4月1日～		岡垣町社会福祉協議会	
4	筒井　信秋	民生委員児童委員協議会の代表	岡垣町民生委員児童委員協議会	
5	橋村　魁	自治区長会の代表	岡垣町自治区長会	
6	栗原　恭子	福祉関係団体の代表	岡垣町東部高齢者・障害者相談センター	
7	中西　幸子		日本傷痍者更生会	
8	橋田　守幸		岡垣町寿会連合会	
9	髙椋　政子		ＮＰＯこども未来おかがき	
10	石田　典子		岡垣町ボランティア連絡協議会	
11	山田　眞理子		岡垣町母子寡婦福祉会	

【３】諮問・答申

28 岡福第 1662 号
平成 28 年９月１日

岡垣町地域福祉計画推進委員会
委員長　様

岡垣町長　宮 内　實 生

「岡垣町地域福祉計画」について（諮問）

岡垣町地域福祉計画の策定を行うにあたり、岡垣町地域福祉計画推進委員会設置規則第２条の規定に基づき、貴委員会に諮問します。

（理由）
岡垣町では、高齢者福祉計画、障害者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など個別の計画に基づき、様々な福祉施策を展開してきました。
しかしながら、少子高齢化や核家族化の進展、町民相互のつながりの希薄化など、地域や家庭を取り巻く環境は変化し、様々な地域課題が顕在化しています。このような状況の中、高齢者や障害者をはじめ、すべての町民が住み慣れた家庭や地域で安心して安全に暮らし続けることができる福祉のまちづくりを実現するためには、こうした社会情勢の変化に的確に対応していくことが、より一層重要となってまいります。
そこで、高齢者や障害者、子どもなど様々な領域を地域の視点でとらえ、町民相互の支えあいによる互助の取組みを進め、地域課題を解決し、福祉のまちづくりをより一層推進していくため、今回、社会福祉法に基づき、単独での地域福祉計画の策定を行うことといたしました。
なお、地域福祉の推進には社会福祉協議会との連携が必要不可欠であり、今回の地域福祉計画の策定にあたっては、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的に策定し、計画に掲げる諸施策を町と社会福祉協議会が車の両輪として実践し、地域福祉を推進してまいりたいと考えております。
つきましては、今後の岡垣町の地域福祉の方向性を位置づける重要な方針となる「岡垣町地域福祉計画」の策定にあたりまして、計画の骨子及び素案について、貴委員会のご意見を賜わりたく諮問いたします。

平成３０年2月２０日

岡垣町長　　宮　内　　實　生　　様

岡垣町地域福祉計画推進委員会
委員長　小　川　　全　夫

「岡垣町地域福祉計画」について（答申）

平成２８年９月１日付２８岡福第１６６２号で諮問のあった岡垣町地域福祉計画について、慎重に審議した結果、その内容は適切であると判断し、岡垣町地域福祉計画推進委員会設置規則第２条規定に基づき貴職に答申します。
なお、計画の推進にあたっては、次の意見を申し添えます。

記

地域課題を解決するためには、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で、住民、地域、事業所、社会福祉協議会、行政など地域社会を構成するさまざまな主体が地域福祉の担い手となり、重層的に取り組むことが重要です。
地域の課題を他人事ではなく、我が事として捉え、本計画の基本理念である「みんながつながる　お互いさまの地域づくり」の実現に向け、着実に取り組み、地域福祉のさらなる推進に努めてください。

【４】地域資源マップ

町内の主な地域資源の状況

※平成29年3月31日現在

公共・民間を含めた福祉・医療施設

介護・高齢者
- 地域包括支援センター 1ヶ所
- 高齢者・障害者相談センター 2ヶ所
- 介護・高齢者福祉関係事業所 47ヶ所

障害
- 障害者福祉施設（通所） 7ヶ所

児童
- こども未来館 1ヶ所
- 保育所 5ヶ所
- 学童保育所 7ヶ所
- 幼稚園 3ヶ所

医療
- 病院 2ヶ所
- 診療所 20ヶ所

支援を必要とする住民など

- 要介護認定者 2,030人
- 身体障害者手帳所持者 1,463人
  療育手帳所持者 207人
  精神障害者保健福祉手帳所持者 318人
- 年少人口（15歳未満） 4,307人
  0～4歳 1,240人
  5～9歳 1,475人
  10～14歳 1,592人
- 高齢者人口（65歳以上） 10,130人
  高齢化率 31.5%
  一人暮らし高齢者 2,560人
- 児童扶養手当受給者 313 人
- 生活保護の被保護世帯数・人数 463世帯・607人

人口　32,129人　世帯数　13,668世帯

地域福祉の「要」となる地域にある身近な資源

- 校区コミュニティ運営協議会 5団体
- 自治区 55区 自治区加入率 85.5%（平成27年1月現在）
- 民生委員・児童委員（区域担当） 64人（主任児童委員） 3人
- 飲食料品小売業 44ヶ所
- 郵便局 4ヶ所
- 交番 2ヶ所
- お互いさま命のネットワーク活動実施自治区 52区
- ボランティア社協登録団体 21団体
  ボランティアセンター登録団体 46団体
- ふれあいサロン 43ヵ所
- 老人クラブ 団体 41団体 会員 2,094人
- 自主防災組織 31組織
- 消防団員 90人
- 保護司 9人
- 身体障害者相談員 3人
  知的障害者相員 1人

拠　点
- 自治公民館及び類似公民館 41ヶ所
- 老人憩の家 3ヶ所
- 町立公民館 3ヶ所（中央・西部・東部公民館）
- 福祉センター 1ヶ所（おかがき総合福祉保健センター「いこいの里」）

岡垣町の地域資源マップ

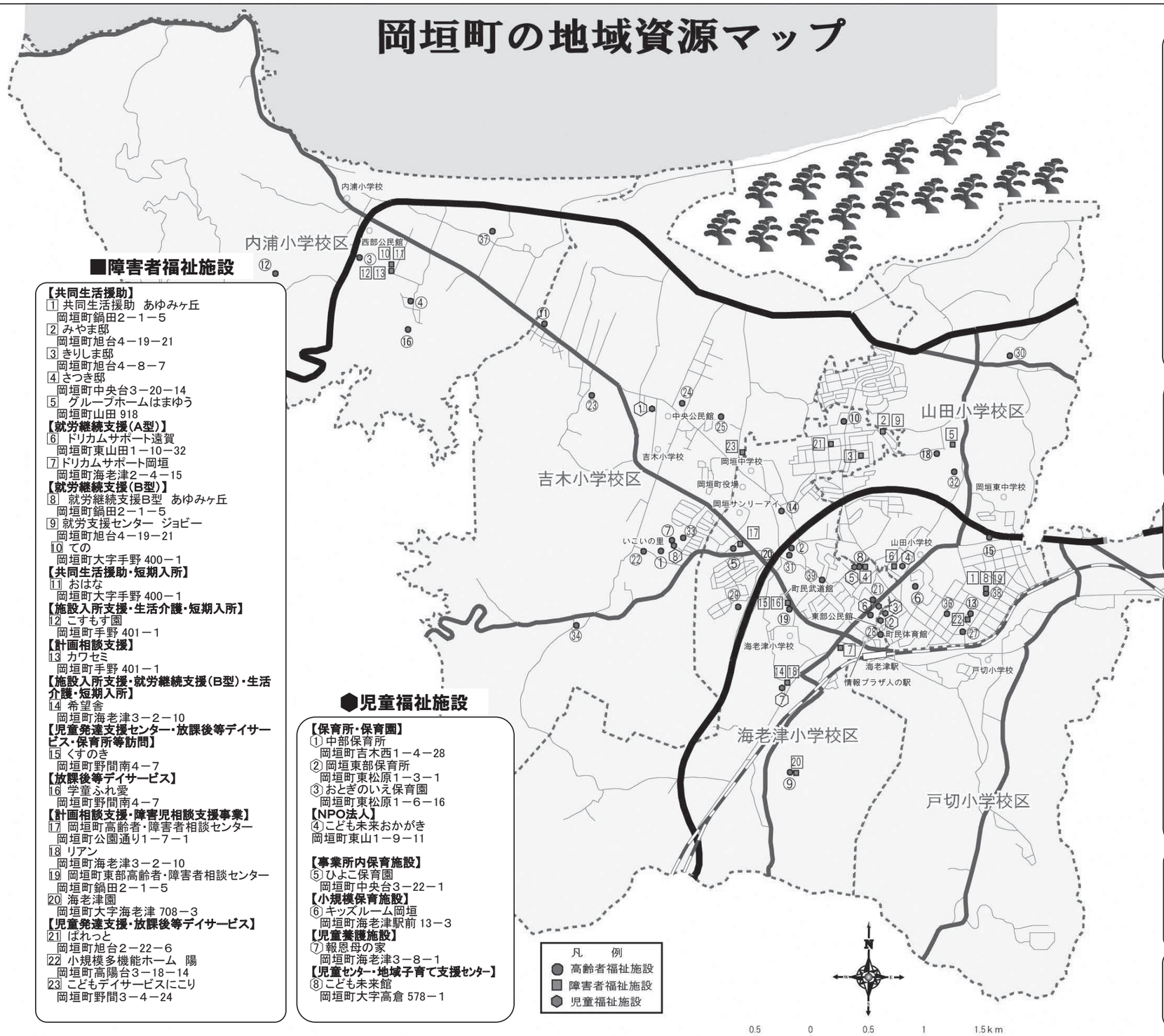

■障害者福祉施設

【共同生活援助】
1 共同生活援助　あゆみヶ丘
岡垣町鍋田2－1－5
2 みやま邸
岡垣町旭台4－19－21
3 きりしま邸
岡垣町旭台4－8－7
4 さつき邸
岡垣町中央台3－20－14
5　グループホームはまゆう
岡垣町山田 918
【就労継続支援（A型）】
6　ドリカムサポート遠賀
岡垣町東山田1－10－32
7 ドリカムサポート岡垣
岡垣町海老津2－4－15
【就労継続支援（B型）】
8　就労継続支援B型　あゆみヶ丘
岡垣町鍋田2－1－5
9 就労支援センター　ジョビー
岡垣町旭台4－19－21
10 ての
岡垣町大字手野 400－1
【共同生活援助・短期入所】
11　おはな
岡垣町大字手野 400－1
【施設入所支援・生活介護・短期入所】
12 こすもす園
岡垣町手野 401－1
【計画相談支援】
13 カワセミ
岡垣町手野 401－1
【施設入所支援・就労継続支援（B型）・生活介護・短期入所】
14 希望舎
岡垣町海老津3－2－10
【児童発達支援センター・放課後等デイサービス・保育所等訪問】
15 くすのき
岡垣町野間南4－7
【放課後等デイサービス】
16 学童ふれ愛
岡垣町野間南4－7
【計画相談支援・障害児相談支援事業】
17 岡垣町高齢者・障害者相談センター
岡垣町公園通り1－7－1
18 リアン
岡垣町海老津3－2－10
19 岡垣町東部高齢者・障害者相談センター
岡垣町鍋田2－1－5
20 海老津園
岡垣町大字海老津 708－3
【児童発達支援・放課後等デイサービス】
21 ぱれっと
岡垣町旭台2－22－6
22 小規模多機能ホーム　陽
岡垣町高陽台3－18－14
23 こどもデイサービスにこり
岡垣町野間3－4－24

●児童福祉施設

【保育所・保育園】
① 中部保育所
岡垣町吉木西1－4－28
② 岡垣東部保育所
岡垣町東松原1－3－1
③ おとぎのいえ保育園
岡垣町東松原1－6－16
【NPO法人】
④こども未来おかがき
岡垣町東山1－9－11

【事業所内保育施設】
⑤ひよこ保育園
岡垣町中央台3－22－1
【小規模保育施設】
⑥キッズルーム岡垣
岡垣町海老津駅前 13－3
【児童養護施設】
⑦報恩母の家
岡垣町海老津3－8－1
【児童センター・地域子育て支援センター】
⑧こども未来館
岡垣町大字高倉 578－1

●高齢者福祉施設

【訪問介護】
①いこいの里ホームヘルパーステーション
岡垣町大字高倉 598－1
②丘の上ヘルパーステーション
岡垣町中央台6－9－4－102
⑨ヘルパーステーション　海老津園
岡垣町大字海老津 708－3
㉒ケアセンターであい
岡垣町高倉 1087－1
㉕ヘルパーステーション　ぴあ
岡垣町吉木東2－14－1
㉚ヘルパーステーション　わらいの里
岡垣町糠塚 436－1
㉝けやき公園通りヘルパーステーション
岡垣町公園通り1－13－1
㊱ヘルパーステーション　えびつ
岡垣町高陽台3－5－7
㉞遊友館ヘルパーステーション
岡垣町大字高倉 1935－1
【訪問看護】
⑤高倉苑　訪問看護ステーション
岡垣町公園通り1－7－1
㉚訪問看護ステーション　わらいの里
岡垣町糠塚 436－1
【訪問リハビリ】
㊲おかがき病院　訪問リハビリテーション
岡垣町大字手野 145

【介護老人福祉施設】
③特別養護老人ホーム　スマイル・岡垣
岡垣町大字内浦 155－2
⑦特別養護老人ホーム　恵の家
岡垣町大字高倉 578－1
㊳指定介護老人福祉施設　あゆみの里
岡垣町鍋田2－1－6

【介護老人保健施設】
⑤高倉苑
岡垣町公園通り1－7－1
⑧介護老人保健施設　更生会　にじの郷
岡垣町中央台3－22－1

【介護付有料老人ホーム】
⑭おんが長寿苑　そよ風
岡垣町野間2－7－7
【住宅型有料老人ホーム】
④あゆみ園
岡垣町手野 930－1
㉘おひさま
岡垣町海老津駅前 10－16
㉙シルバーホーム東高倉
岡垣町東高倉2－20－10
㉚わらいの里
岡垣町糠塚 436－1
㉛丘の上の白い美術館に住む人達
岡垣町中央台6－10－9
【サービス付高齢者向け住宅】
㉝OPAL愛　けやき公園通り
岡垣町公園通り1－13－1
㉞医療法人松島医院　遊友館
岡垣町大字高倉 1935－1

【軽費老人ホーム】
⑨海老津園
岡垣町大字海老津 708－3
【高齢者向け住宅】
㉜花みずき
岡垣町大字山田 913－2

【小規模多機能型居宅介護】
⑬小規模多機能ホーム　陽
岡垣町高陽台3－18－14
㊴小規模多機能型居宅介護事業所　ゆい
岡垣町中央台2－8－15

【通所介護】
①いこいの里デイサービスセンター
岡垣町大字高倉 598－1
③デイサービス　ゆうまの里
岡垣町大字内浦 153
④デイサービスあゆみ岡垣
岡垣町手野 930－1
⑨デイサービスセンター海老津園
岡垣町大字海老津 708－3
⑮デイサービス　森の風
岡垣町東山田2－3－19
⑯恵壽苑　でいさーびす
岡垣町手野1380－2
⑱自立支援型デイサービスこころ　1娯1笑
岡垣町山田 944
⑲デイサービスセンター　ふれ愛
岡垣町野間南4－7
⑳デイサービス Ｉ CAN（アイ キャン）
岡垣町野間2－15－19
㉒デイサービスセンター　であい
岡垣町高倉 1087－1
㉓デイサービス　いづか屋
岡垣町大字三吉 820
㉔リハデイ吉木
岡垣町吉木東2－23－1
㉕デイサービス　ぴあ
岡垣町吉木東2－14－1
㉗デイサービス美舟
岡垣町高陽台3－2－28
㉘デイサービスセンター　おひさま
岡垣町海老津駅前 10－16
㉚デイサービス　わらいの里
岡垣町糠塚 436－1
㉛芸術を楽しむ人と恋人達
岡垣町中央台6－10－9
㉜山田の小道
岡垣町大字山田 913－2
㉝けやき公園通りデイサービスセンター
岡垣町公園通り1－13－1
㉞遊友館デイサービスセンター
岡垣町高倉 1935－1

【通所リハビリテーション】
⑤高倉苑通所リハビリテーション
岡垣町公園通り1－7－1
⑧通所リハビリテーション　更生会にじの郷
岡垣町中央台3－22－1
㉑松永整形外科医院通所リハビリテーション
岡垣町中央台3－1－15
㊲おかがき病院　通所リハビリテーション
岡垣町大字手野 145

【短期入所療養介護】
⑤高倉苑
岡垣町公園通り1－7－1
⑧更生会　にじの郷
岡垣町中央台3－22－1
【短期入所生活介護】
③スマイル・岡垣
岡垣町大字内浦 155－2
⑦恵の家　短期入所生活介護
岡垣町大字高倉 578－1
⑲ショートステイふれ愛
岡垣町野間南4－7
㊲ショートステイおかがき
岡垣町大字手野 145
㊳指定介護老人福祉施設　あゆみの里
岡垣町鍋田2－1－6

【認知症対応型共同生活介護】
⑧グループホーム　更生会　にじの郷
岡垣町中央台3－22－1
⑨ヴィラハウス海老津園
岡垣町大字海老津 708－3
⑩グループホーム希望の郷
岡垣町旭台3－5－5
⑪グループホーム　なごみ岡垣
岡垣町大字三吉 385
⑫グループホーム　ひまわり
岡垣町内浦 955－1

【５】用語解説

用　語	初出	解　説
あ行		
インフォーマルサービス	P.61	地域住民やボランティアなどが主体となって行う、法律などの制度に基づかないサービス。
か行		
権利擁護	P.3	判断能力が低下した人に対し、適切な権利の行使を支援することや権利侵害の解消や予防をすること。
合計特殊出生率	P.11	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
合理的配慮	P.52	障害のある人の人権が障害のない人と同じように保障され、社会生活に等しく参加できるよう、障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。
コミュニティ・スクール	P.51	学校運営協議会制度。学校と保護者や地域がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組み。
コミュニティビジネス	P.48	住民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法で解決し、コミュニティの再生を通じて、活動の利益を地域に還元する仕組み。
さ行		
自主防災組織	P.26	地域住民による防災組織。主に自治区が母体となって地域住民が自主的に連携して防災活動を行う。
市民後見人	P.21	成年後見人の候補者として専門家ではなく、ボランティアで後見業務を行う人のこと。

用　語	初出	解　説
ずっと安心プラン事業	P.21	高齢者や障害のある人などが安心して生活できるように、岡垣町社会福祉協議会が事前に預託金を預り、葬儀・家財処分などのサービスを実施する。契約後は定期的な見守りサービス・鍵預かりサービス・入退院の手伝いを行う。
成年後見制度	P.3	家庭裁判所が選任した成年後見人が、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な人の財産管理、身上監護などを本人に代わって行う制度。
セーフティネット	P.36	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。
た行		
地域包括ケアシステム	P.2	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制。
DV	P.67	ドメスティックバイオレンス。家庭内や恋人などのパートナー間における身体的・精神的・性的な暴力のこと。
な行		
日常生活自立支援事業	P.21	知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などのうち判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用に関する援助などを行うことにより、地域における自立した生活を支援する事業。
認知症サポーター	P.51	認知症について、正しい理解をもち、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のこと。
は行		
パブリックコメント	P.10	行政機関が計画などの原案を事前に公表し、住民から意見を求め、寄せられた意見を踏まえて決定する制度。

用　語	初出	解　説
避難行動要支援者制度	P.32	災害時に、自分や家族の力では避難できない人が、事前に登録しておくことで、日頃の見守りや災害時の避難行動など、地域での助けあいを円滑に行う制度。
ふくおか ライフレスキュー事業	P.71	社会福祉法人の地域の公益的な取組みとして、生計困難者への心理的不安の軽減や公的な制度やサービスなどへの橋渡しを行うことを目的として、生計困難者などに対する相談･支援事業を、社会福祉協議会や種別の枠を超えた社会福祉法人が専門性を活かして連携する支援ネットワークで取り組むこと。 生計困難者が公的な制度やサービスなどを受けられようになるまでの間、必要に応じて生活必需品の給付、一時的な住まいや食事の提供などの支援を行う。
法人町民	P.33	地域の事業所を「一人の町民」と位置づける考え方。それが社会貢献活動につながる。
や行		
ユニバーサルデザイン	P.42	年齢や障害の有無などに関わらず利用することができる施設、製品、情報の設計をいう。

岡垣町地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成３０（２０１８）年3月

【発行】

岡垣町

〒811-4233　福岡県遠賀郡岡垣町野間１丁目１番１号
TEL 093-282-1211（代）
FAX 093-282-4000
http://www.town.okagaki.lg.jp/

岡垣町社会福祉協議会

〒811-4234　福岡県遠賀郡岡垣町大字高倉 598 番地
TEL 093-283-2940
FAX 093-283-2825
http://www.okagaki-syakyo.jp/

海がめもかえる町

おかがき